資料２－２

帯広開発建設部管内
自家用電気工作物保守点検
民間競争入札実施要項
（案）

令和８年●月

国土交通省北海道開発局帯広開発建設部

目　　次

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項･･･ 2

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

1.2 確保されるべき対象公共サービスの質

1.3 委託費の支払方法

1.4 費用負担等に関するその他の留意事項

２．実施期間に関する事項･･･ 14

３．入札参加資格に関する事項･･･ 14

４．入札に参加する者の募集に関する事項･･･ 15

５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項･･･ 17

６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項･････････ 18

７．公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項･･･ 18

８．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項･･･ 23

９．対象公共サービスに係る法第７条第８項に規定する評価に関する事項･････････････ 24

１０．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項･････････････････････････････ 24

帯広開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部は、公共サービス改革基本方針（令和７年６月 24 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された帯広開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

（１） 業務概要

本業務は、北海道開発局自家用電気工作物保安規程に基づき帯広開発建設部管内の自家用電気工作物ほかの保守点検（電源設備、道路トンネル非常用設備、トンネル照明設備、ロードヒーティング等の保守点検及び清掃等一式）を行う業務である。

（２） 業務の場所

保守点検の履行場所は、別紙１－１「保守点検履行場所一覧」のとおりとする。

（３） 用語の定義

用語については、「北海道開発局電気通信施設保守業務共通仕様書（令和３年11月）」（以下「共通仕様書」という。）第１章総則、第２条 用語の定義による。

（４） 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、点検周期及び保守点検対象装置等は、別紙１－２「点検周期及び保守点検対象装置一覧表」、保守点検対象装置の点検項目は、国土交通省大臣官房技術調査課制定「電気通信施設点検基準（案）」（以下「点検基準（案）」という。）のとおりとする。

１） 業務計画

ア 業務計画とは、共通仕様書第１章、第12条に定める貸与品、同章、第15条に定める遵守基準等及び設計図書を用いて解析、検討を行い点検手法、点検工程等各種計画の立案を行うとともに、総合点検でいう実施手順書の作成を行う。

イ 同一業務として解析、検討等を行うための資料収集等を行うことについても、これを業務計画という。

２） 総合点検

ア 総合点検は、施設の総合的な性能・機能確認を行う点検であり、点検基準（案）に基づき点検を実施するものとする。

イ 総合点検を実施するに当たっては、事前に共通仕様書第２章、第38条業務計画で作成した実施手順書及び工程表（予定）を監督職員に提出するものとする。

３） 個別点検

ア 個別点検は、機器単体の性能・機能確認を行う点検であり、点検基準（案）に基づき点検を実施するものとする。

イ 個別点検を実施するに当たっては、事前に工程表（予定）を監督職員に提出するものとする。

４） 巡回点検

ア　巡回点検は、施設の設置環境に応じて機器の状態確認を行う点検であり、点検基準（案）に基づき点検を実施するものとする。

イ　巡回点検を実施するに当たっては、事前に工程表（予定）を監督職員に提出するものとする。

5）　臨時点検

ア　臨時点検は、施設における機器の障害箇所の発見、報告及びその場での対応が可能な軽微な作業等をいう。

イ　臨時点検は、監督職員の指示により実施するものとする。

6）　修理

ア　修理は、施設における機器の性能・機能を復旧・回復させるために行う作業であり、障害が発生した機器に対する部品交換等による修理（故障原因の追究や必要に応じて行う同一機器への今後の障害発生防止の展開等の作業を含む）に加え、当該修理内容の取りまとめも含む作業をいう。

　なお、過年度に行った修理の詳細については６．（２）資料の閲覧に記載の資料を閲覧することにより確認可能である。

イ　修理は、本業務の履行対象施設に限るものとする。

ウ　修理は、協議のうえ指示するものとする。

7）　技術的所見の取りまとめ

ア　それぞれの施設毎のデータ等を判定基準値と比較し、機器の状態等を所見に取りまとめるものとする。

イ　完成図書及び過去の点検データと比較をし、現状の機器機能の変化傾向について分析・解析を行い、技術的所見に取りまとめるものとする。

8）　電気通信施設点検データベース登録

ア　共通仕様書第３章、第 49 条に定める保守記録簿の提出において、次の各号に掲げる内容について、監督職員立ち会いのもと、別途提供するデータベースシステムに所要のデータを登録するものとする。

（ア）　点検結果シート（試行基準の点検結果シートを除く）

（イ）　点検結果整理表

（ウ）　その他監督職員が登録を指示した事項

9）　報告等

ア　総合点検、個別点検及び巡回点検を行った場合は、施設の現況概要等について、速やかに監督職員に報告するものとする。

　また、履行内容等については共通仕様書第３章、第 49 条保守記録簿の点検記録として監督職員に提出する。

　なお、施設等に異常状態が発生し、又は発生が予想される場合については、共通仕様書第２章、第 19 条臨機の措置により、民間事業者は、適切に対応しなければならない。

イ　総合点検及び個別点検の測定データ等については、共通仕様書第３章、第

49 条保守記録簿により監督職員に提出するものとする。ただし、監督職員が一部測定データ等の提出を指示する場合、保守記録簿とは別に測定データ等を提出しなければならない。

ウ　総合点検及び個別点検の測定データ等から、共通仕様書第２章、第 46 条技術的所見の取りまとめの技術的所見についても保守記録簿により提出するものとする。

エ　臨時点検を行った場合は、障害の状況、対処内容、機器修繕に必要な部品仕様、概算費用等について、速やかに監督職員に報告するものとする。

また、７日以内に障害状況、作業内容等を書面にて報告するものとする。

オ　災害等支援を行った場合は、作業内容について概略を速やかに監督職員に連絡するものとし、報告周期は１日とする。

また、７日以内に詳細な作業内容等を報告するものとする。

カ　施設等維持作業を行った場合は、作業内容について概略を速やかに監督職員に連絡するものとする。

また、７日以内に詳細な作業内容等を文書にて報告するものとする。

キ　修理を行った場合は、故障の状況（原因を含む）、対処内容、対処後の状況、当該修理に要した費用（修理費）について、速やかに監督職員に報告するものとする。

また、７日以内に作業内容等を書面にて提出するものとする。

（５）　業務履行上の留意事項

１）　本業務の実施に当たっては、共通仕様書による他、次の各号に示した仕様書に準拠するものとする。

なお、下記ア及びイの仕様書内に記載された「工事」は「保守点検」に読み替えること。

ア　電気通信工事仕様書

イ　道路・河川工事仕様書

ウ　測量調査業務共通仕様書

エ　地質・土質調査業務共通仕様書

共通仕様書及び上記仕様書は、下記北海道開発局技術管理課ホームページからダウンロードできる。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/gijyutu/u23dsn0000000c9w.html

２）　関連法令及び条例の遵守

民間事業者は、業務の実施に当たっては、共通仕様書、設計図書及び次の各号に掲げる諸法規、要領によるほか関連する関係諸法令、条例等を遵守しなければならない。

また、必要な資格等を所持している者が従事すること。

ア　電波法及びこれに基づく政令等

イ　電気事業法及びこれに基づく政令等

ウ　電気通信事業法、有線電気通信法及びこれに基づく政令等
エ　北海道開発局専用通信回線の運用及び電気通信施設の保守要領
オ　北海道開発局自家用電気工作物保安規程
カ　北海道開発局移動用電気工作物保安規程
キ　その他、関係諸法令

3）　打合せ等

ア　業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、民間事業者が業務打合簿に記録し相互に確認しなければならない。

　なお、連絡は積極的に電子メール又はテレビ会議等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

イ　管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合速やかに監督職員と協議しなければならない。

ウ　監督職員及び民間事業者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、１日あるいは適切な期限までに対応することをいう。

　なお、１日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

4）　業務の履行

ア　保守者は、業務の履行に適した服装とし腕章等により身分を明確に表すものとする。

　また、常に環境の整備等に留意するものとする。

イ　保守者は、常に設備等の表示及び警報音等に留意し、その状態を把握しておくものとする。

ウ　業務の履行に当たっては、施設等の運用を休止させてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

エ　民間事業者は、台風、豪雨、積雪、暴風、洪水、地震、落雷、高潮、津波、地すべり、落盤等その他の天災に対しては、平素から予報等に充分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。

5）　業務の実施時間

　業務の実施時間は、次の各号に定める場合を除き、原則として開庁日の執務時間内（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に行うものとする。

ア　施設等の運用を停止しなければ、本業務の実施が不可能な場合
イ　業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合
ウ　その他、特記仕様書で指定がある場合

6）　休日又は夜間における作業

　民間事業者は、業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場

合は、あらかじめ監督職員に休日・夜間作業届により承諾を得なければならない。

なお、臨時点検、災害等支援など緊急を要し監督職員から口頭で指示を受けた場合においては、速やかに監督職員あてに口頭又は電子メール、情報共有システムによる回答を行うことにより、作業を行うことができるものとする。

（夜間・休日作業を行った実績）

夜間作業　１箇所×５日

休日作業　４箇所×各１日

（想定している作業時間帯・回数の目安）

高規格道路　夜間通行止め時間帯

平日夜間　21:00～5：00　１箇所×５日程度

河川事務所・道路事務所

休日　8:30～17:00　　４箇所×各１日程度

7）　臨機の措置

ア　民間事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

また、民間事業者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

イ　監督職員は、台風、豪雨、積雪、暴風、洪水、地震、落雷、高潮、津波、地すべり、落盤等その他の天災又は、火災、騒乱、暴動その他人為的な事象に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、民間事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

ウ　民間事業者は、業務の履行中において、施設等に異常状態が発生し、又は発生が予想される場合は、直ちに監督職員に連絡するものとする。又は復旧作業を行った場合は、速やかにその状況及び措置内容を監督職員に報告するとともに原因調査を行うものとする。

エ　上記ウの場合又は監督職員が臨時に業務を指示した場合は、民間事業者は、これに応じるものとする。

8）　保険加入の義務

民間事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

9）　交通安全管理

ア　本業務において、交通規制を行う場合は、道路・河川工事共通仕様書付表「道路工事保安施設設置基準」（案）に基づく規制を行うことを標準とする。

イ　本業務において、交通誘導警備員の配置を行う場合は、別紙１－３「交通誘導警備員の有資格者資格要件について」によるものとする。

10)　データ等の停止

本業務において、停電作業、通信回線停止、データ、画像又は映像停止並びにネットワークシステム停止をしなければ保守点検を実施できない場合は、下記によるものとする。

ア　停電作業を行う場合は事前に監督職員に対し通知を行い、承諾を得るものとする。

イ　通信回線、データ、画像又は映像停止及びシステム停止が発生する場合には、前月の９日（休日の場合はその前日以前）までに、回線停止に関する所定の様式に記載した回線停止申請書を監督職員へ提出し、承諾を得るものとする。

回線停止申請書は、必ず監督職員から最新様式を受取り作成すること。

回線停止作業前に以下の手順を実施すること。

（ア）回線停止申請書の内容が、監督職員から送付される回線停止表に記載されていることを確認すること。

（記載されていない場合は監督職員に指示を求めること。）

（イ）回線停止表の該当箇所(整理番号)を運転監視員に連絡し作業を開始する。（担当者が再委託者の場合は、民間事業者名を連絡する。）

（ウ）作業終了後、運転監視員に作業終了の連絡をすること。

※予備日に作業を実施する場合は、監督職員に連絡すること。

（許容される停止時間の目安）

12 時間程度

（実績）

CCTV カメラ装置

9：00～17：00　６箇所×約９時間程度

道路情報表示装置

9：00～18：00　６箇所×約９時間程度

11)　民間事業者は、当該保守点検の履行中に保守点検範囲以外の関係施設等についても、明らかに障害と解るものに気づいたときは、速やかに監督職員に報告するものとする。

12)　保守点検場所で荒天（風雨等）より保守点検作業が危険と判断した場合は作業を中止し、監督職員に至急連絡し中止した作業の振替日は監督職員と打合せのうえ決定すること。

なお、荒天（風雨等）時の保守点検後に発生した障害のうち、保守点検作業に原因があると認められた場合は、民間事業者の責任において復旧を行うものとする。

13)　安全教育、訓練などの実施

本業務の履行に際し、現場に即した安全教育、訓練等について、保守点検着手後原則として作業員全員の参加により、履行期間中に最低１回以上、半日以

上の時間を割り当て、下記事項から実施内容を選択し、安全教育、訓練などを実施するものとし、安全教育、訓練等の実施状況をビデオ又は写真等に記録し、報告するものとする。

ア　安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育

イ　本業務の周知徹底

ウ　本業務における災害対策訓練

エ　本業務現場で予想される事故対策（交通制限の方法等含む）

オ　その他、安全教育、訓練などとして必要な事項

14)　現場における説明性の向上

民間事業者は、事業名、事業内容・効果、件名、業務内容、連絡先を明記した業務説明書を作成し、近隣住民から事業内容等を求められた場合は、保守点検の安全確保に支障のない範囲において、当該保守点検説明書を配布する等、保守点検現場の説明性の向上を図るものとする。

また、民間事業者は、保守点検現場作業員に対し、保守点検内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

15)　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア　本業務において、暴力団員等による不当要求又は作業妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固として、これを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

イ　前項アにより警察に通報を行った場合には、速やかに事実関係を書面により発注者に報告すること。

ウ　前項ア及びイの行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

エ　本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程が遅れる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

16)　保守点検作業中に掲示する看板等

保守点検時に、歩行者や周辺住民に対して保守点検内容が明確となるように看板等を掲示すること。

なお、国土交通省のホームページにて情報が掲載されているため、参照すること。（http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/rojokoji/kanban.html）

1.2 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施に当たり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1.2.1 業務において達成すべき質

基本方針	要求事項	測定指標	要求水準
自家用電気工作物保守点検を通じて、道	電気設備運用の継続	業務中の過失による設備の障害及び電気事故	点検実施において、人為的ミスによる電

路及び河川の電気設備の維持管理に努め円滑な運用を可能とすること。		を起こさないこと。	気事故、波及事故の発生件数０件を目標とする。
	障害発生時の措置	障害発生時に迅速かつ適切な対応を行い、早期復旧(注※)に努めること。	障害発生時において、迅速かつ適切な対応を行い早期復旧ができない件数０件を目標とする。

注※民間事業者が監督職員から障害発生の連絡を受けてから 24 時間（１日間）以内に障害の状況、原因、障害に伴う影響範囲を特定し、それに応じて、できるだけ早期（72 時間(3 日間)）での復旧に努めるものとする。

1.2.2 業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における現行基準は、従来の実施方法として下記６．で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

（１） 管理技術者

１）民間事業者は、業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

２）管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

３）管理技術者は、業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものとする。

また、管理技術者は共通仕様書第１章第７条第１項の保守者及び同条第２項の必要に応じて定められる保守責任者を指揮・監督するものとする。

４）管理技術者に委任できる権限は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、管理技術者に対する措置請求の受理・決定及び通知、監督職員に対する措置請求・通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく民間事業者の一切の権限とする。ただし、民間事業者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に報告しない限り、管理技術者は民間事業者の一切の権限（管理技術者として行使できないとされた上記権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

５）管理技術者は、監督職員が指示する関連のある業務の民間事業者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

６）民間事業者又は管理技術者は、業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、民間事業者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

7） 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者資格及び業務経験を有するものとし、民間事業者は発注者の承諾を得なければならない。

（2） 保守者

1）民間事業者は、業務の履行に必要な技術知識、経験を有する保守者をあてるものとする。

2）民間事業者は、管理技術者が業務の適正な管理・監督をするために、必要に応じて次に示す保守責任者を定めることができる。

ア 保守責任者は、各施設を点検するのに必要な技術力を有すること。

イ 保守責任者は、業務の内容を十分把握すること。

ウ 保守責任者は、管理技術者の指導の元に現場業務の実施に関する事項及び実施結果に関する事項等について、監督職員と打合せを行うこと。

エ 保守責任者は、保守者を兼ねることができる。

オ 保守責任者は、当該業務の施設毎に分担できるものとする。

3）民間事業者は、災害発生時や緊急の臨時点検等において対応する際に、管理技術者の業務量急増や管理技術者自身の被災により業務が適切に遂行できない場合に備え、保守責任者を管理技術者の補助者としてあらかじめ指定できるものとし、その場合は履行計画書にその旨記載すること。

なお、保守責任者が管理技術者を補助できる業務内容は次のとおりとし、具体的な業務の履行に当たっては、管理技術者の指揮・監督によるものとする。

ア 監督職員から出される指示内容について、監督職員と打合せを行うこと。

イ 監督職員から出された指示について、管理技術者へ伝達すること。

（3） 履行計画書

1） 民間事業者は、契約締結後 15 日以内に履行計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2） 履行計画書には、下記事項を記載するものとする。

ア 業務内容

イ 全体工程表

ウ 履行体制

（ア） 保守組織

（イ） 連絡体制

エ 安全管理

オ 行政情報流出防止策

カ 報告

キ その他

（ア） 準備計測器一覧

（イ） 提出図書様式

3）民間事業者は、履行計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更履行計画書を提出しなければならない。

4） 監督職員が特に指示した事項については、民間事業者はさらに詳細な履行計画にかかる資料を提出しなければならない。

（4） 履行体系図

上記２）ウの履行体制については、作業員名簿及び連絡体制の他に、別紙１－４「保守点検関係履行体系図」を添付し、監督職員に提出するものとする。

（5） 調査・試験に対する協力

1）民間事業者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は具体的な内容等を事前に民間事業者に通知するものとする。

2）民間事業者は、当該業務が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象業務となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

また、履行期間経過後においても同様とする。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。

イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ 対象業務の一部について再委託を締結する場合には、協力者（当該再委託の一部にかかる二次以降の協力者を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3）民間事業者は、当該業務が発注者の実施する各種調査（諸経費動向調査、施工合理化調査等）の対象業務となった場合には、各種調査等の必要な協力をしなければならない。

また、履行期間経過後においても同様とする。

4）民間事業者は、業務において独自の調査･試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。

また、民間事業者は、調査･試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

（6） 情報管理体制の確保

1）民間事業者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、別紙１－５「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を参考に、情報管

理体制及び情報取扱者名を記載、発注者に提出又は提示し、同意を得なければならない。

また、記載した情報に変更がある場合は、あらかじめ発注担当者の同意を得なければならない。

なお、様式を提出しない場合においては、発注者の求めに応じて再度提示できるよう適切に保管すること。

２）民間事業者は、要保護情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。

なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

（７）臨時点検

設備の障害対応等により発注者から臨時点検の指示がある場合に備え、民間事業者は 24 時間連絡可能な体制を確保するとともに、臨時点検の指示を受けた場合は直ちに実施できる体制を確保するものとする。

（８）災害等支援

１）災害等支援は、災害発生時における施設の被災状況把握、災害対応による施設運用支援等及び災害発生を想定した訓練等の施設運用支援等を行う作業を総称していう。

２）広域災害発生時に業務履行場所以外の場所で災害等支援が必要になった場合は、協議のうえ指示するものとする。

広域災害発生時の災害等支援については、現地対応の体制が整うまでの短期間を基本とし、作業期間の目安について協議の際に見込んでおくものとする。

1.2.3 成果物について

（１）一般事項

業務の成果物は、共通仕様書第３章第 49 条で定める保守記録簿を作成し、提出するものとする。

なお、成果物の体裁及び提出部数については、電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）１部とする。ただし、情報共有システムを活用する場合はオンラインによる提出とすることができるものとする。

（２）保守記録簿

１）民間事業者は、業務に係る保守記録簿を作成し記録を行うものとする。また、保守記録簿には、次の各号に掲げる内容を記載するものとする。

ア　業務履行結果の概要

イ　点検結果による技術的所見

ウ　点検結果シート

エ　点検結果整理表

オ　現場写真等

点検作業状況及び障害状況等を撮影箇所とし、撮影頻度は施設毎を原則

とする。なお、写真の大きさ、提出形式等については、北海道開発局電気通信工事仕様書電気通信設備工事写真管理基準によるものとする。

また、現場写真として動画等が有効な場合は監督職員と協議の上同様に扱うことができる。

カ　臨時点検、災害等支援及び施設等維持作業にかかる履行報告

キ　修理にかかる修理報告

ク　その他監督職員が指示した事項及びこれに対する措置又は点検事項

２）保守記録簿の提出において、次の各号に掲げる内容について別途監督職員の指定する様式にて電子データを提出するとともに、監督職員立ち会いのもと、別途提供するデータベースシステムに所要のデータを登録するものとする。

ア　総合点検、個別点検の実施毎に上記１）イからオに関するデータを指定様式にて速やかに監督職員へ提出するものとする。

イ　機器障害に関する情報について、情報の把握又は処置が完了した後、上記１）ウ及びカに関するデータを指定様式にて速やかに監督職員へ提出するものとする。

３）保守記録表は、電子データによりＣＤ－Ｒ等の電子媒体にて提出するものとする。

なお、民間事業者は、納品すべき成果物が完成した時点で次の各号に掲げるとおりウイルスチェックを行うものとする。

ア　ウイルス対策ソフトは特に指定しないが､信頼性の高いものを利用する。

イ　最新のウイルスも検出できるようにウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。

４）　保守記録表の提出時期は各月毎の点検終了後翌月末までとする。

1.3 委託費の支払方法

発注者は、履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）を基準とし、契約書により設定する回数（２回を予定）以内に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内とする。

1.4 費用負担等に関するその他の留意事項

（１）本業務を処理するに当たっては、民間事業者が使用する物品、消耗品等について、民間事業者の負担と責任において確保しなければならない。

（２）本業務を処理するに当たっては、民間事業者が次のソフトウェアを有し、かつ、該当ソフトウェアを用いた処理が可能でなければならない。

Microsoft Excel 2021 以上

（３）光熱水費

発注者は、民間事業者が本業務を実施するのに必要な本点検対象施設に係る電気・水の使用を無償とする。ただし、民間事業者は節電・節水に十分心がけるものとする。過去の実績と比べて、合理的な理由なく著しい使用量の増加が認められた場合には、民間事業者に負担を求める場合もある。

（４）法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

２．実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

（本業務の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和９年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

ただし、ロードヒーティング設備の点検については、11 月上旬までに行うこととする。

３．入札参加資格に関する事項

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）令和 07・08・09 年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 許可決定等に伴い定款、役員等に変更があった場合は、それを証明する書類及び競争参加資格審査申請書変更届（写し）

なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行い、競争参加資格を得ること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（（２）の書類を提出している者を除く。）でないこと。

（４）申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成 13 年 12 月 18 日付け北開局会第 611 号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年４月１日北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものと

して、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（６）電子調達システムから公示用書類を直接ダウンロードした者であること又は発注者から公示用書類の交付を受けた者であること。

（７）法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。（納税証明書（直近のもの）を提出すること。）

（８）労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。（社会保険料納入確認書等（直近のもの）を提出すること。）

（９）平成 24 年度以降に、下記に示す設備に係る保守又は点検業務等において、民間事業者として業務を完了（令和９年３月 31 日までに完了見込みを含む）し、その履行実績（再委託の実績を含む）を証明したものであること。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」の施工実績、製造実績をもって代えることが出来る。

対象設備は次のア～エのいずれか１つの設備とする。

ア　受変電設備

イ　発電設備

ウ　配電設備

エ　無停電電源設備

(10) 業務の配置予定管理技術者は申請書及び資料等の提出期限の時点で次のアの条件及び契約締結時点でイの条件を満たすこと。なお、複数の候補技術者を記載し落札後に確定することができる。

ア　第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、第一種電気工事士のいずれかの資格を有している者

イ　監督職員の指示を受けた際、６時間以内に帯広開発建設部本部及び各事務所（帯広河川事務所十勝ダム管理支所、帯広河川事務所札内川ダム管理支所及び千代田分流堰管理棟を含む）に派遣出来る場所を主たる勤務先としていること

(11) 参加する者の義務

ア　保守業務、点検業務における再委託による履行実績で、この競争を希望する者にあっては次の書類の写しを提出すること。

①　再委託申請書及び発注者側が元請に通知した再委託申請書を承諾した書類

②　元請と契約したことを証明できる書類

４．入札に参加する者の募集に関する事項

（１）基本事項

１）本業務は、総価金額による最低価格落札方式の業務である。

２）本業務は競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書

等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

・電子調達システムによる手続きは、同じＩＣカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、発注者の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のＩＣカードに変更することができる。

・当初より、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

・電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、入札手続全体に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

・なお、入札公告において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て発注者の承諾を前提として行われるものである。

３）入札金額は本業務に要する一切の経費の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

（２）申請書類の内容　（各個別様式は別紙－２参照）

・競争参加資格確認申請書（別紙様式２）

・令和 07・08・09 年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であることを証明する書類（資格審査結果通知書の写し）

・上記３（10）に定める予定管理技術者の派遣体制を証明した資料（任意様式）

・上記３（９）に定める実績を証明する契約書及び仕様書等の写し

・上記３（10）に定める資格を証明する書類の写し

・上記３（11）再委託による履行実績で参加を希望する者にあっては次の書類の写しを提出すること。

①再委託申請書、及び発注者側が元請に通知した再委託申請書を承諾した書類の写し

②元請と契約を締結したことを証明できる書類の写し

・紙入札方式参加願（別紙様式１）※電子調達システムにより難い場合

・紙契約方式手続願（別紙様式３）※電子調達システムにより難い場合又は電子入札で参加し紙契約を希望する場合

（３）入札の実施手続及びスケジュール

１）公告　：　令和８年 12 月中旬～令和９年１月中旬

２）入札説明書の交付　：　令和８年 12 月中旬～令和９年１月中旬

３）申請書の受付期限　：　令和８年 12 月中旬～令和９年１月中旬

４）書類審査等　　：　令和８年 12 月中旬～令和９年１月下旬
５）競争参加資格の確認結果の通知：　令和９年１月中旬～令和９年１月下旬
６）入札書の受付期限　　：　令和９年１月下旬～令和９年２月上旬
７）入札　　：　令和９年２月上旬
８）開札　　：　令和９年２月上旬
９）落札予定者の決定　　：　令和９年２月上旬
10）契約締結　　：　令和９年４月１日以降

入札の実施手続フロー図

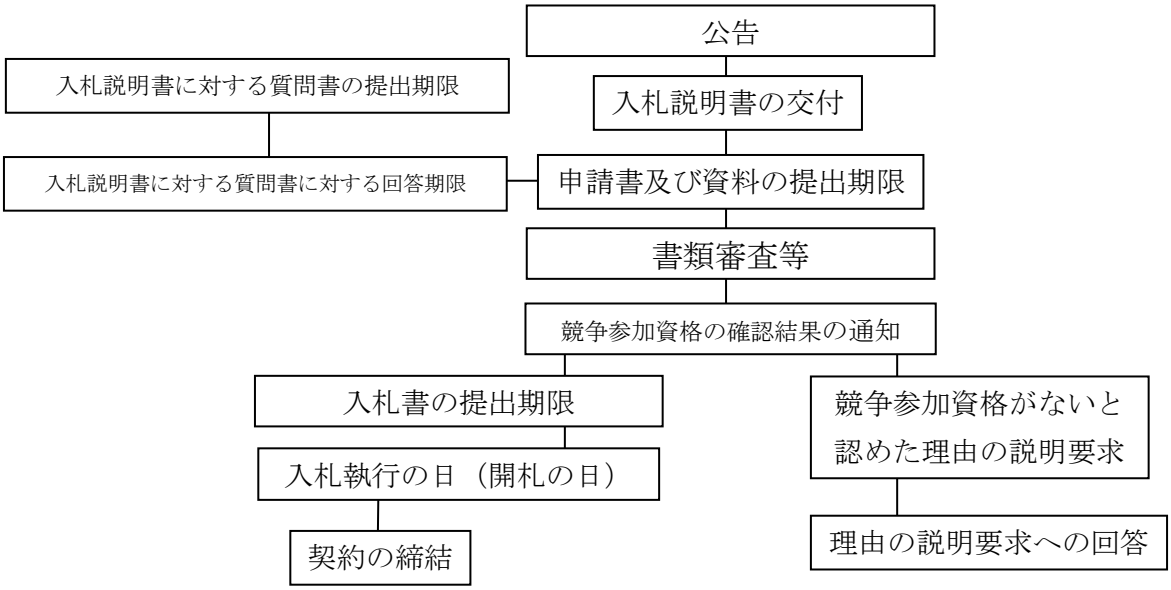

（４）開札（紙入札方式による参加者がいる場合）に当たっての留意事項

１）開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

２）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

３）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別紙添付）を提示又は提出しなければならない。

４）入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

民間事業者の決定は、総価金額による最低価格落札方式により行うものとする。

（１）落札決定は最低価格落札方式をもって行う。

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（２）予決令第 85 条の調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、予決令第 86 条の入札者の事情聴取等の調査を行う。

事情聴取等の調査は、調査基準価格が設定されている案件について適用する。なお、調査に応じない者の入札は無効とし、原則として指名停止等の措置を行う。

（３）落札となるべき同価格の入札が２者以上あるときは、くじ引きをもって落札者を決定する。

（４）落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、落札者、入札金額等について公表するものとする。

（５）初回の入札で民間事業者が決定しなかった場合の取扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

（１）従来の実施に関する情報は別紙３のとおりである。

（２）資料の閲覧

従来の実施状況について、以下の資料を閲覧することで確認することができる。なお、閲覧場所は北海道開発局帯広開発建設部施設整備課とする。

・帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検（令和５年度）成果品
・帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検（令和６年度）成果品
・帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検（令和７年度）成果品

７．公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ず

べき措置に関する事項

（1）指示について

発注者の発議により発注者が民間事業者に対して、業務に関する方針、準備、計画等を示し、実施させることをいう。

（2）検査・監督体制

検査・監督については、発注者と取り交わす契約書に基づき実施し、体制においては次のとおり行うものとする。

1） 監督職員 ： 発注者の指定する職員

ア　業務の履行についての民間事業者又は民間事業者の管理責任者に対する指示、承諾又は協議

イ　契約書及び設計図書の記載内容に関する民間事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

ウ　業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

2）検査職員 ： 発注者又は発注者の指定する職員

監督職員が成果品を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に検査を実施

（3）秘密の保持等について

1）発注者及び民間事業者は、本業務の履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、外の目的に利用してはならない。

2）民間事業者及び民間事業者の使用人は、成果物の発表に際しての守秘義務については、共通仕様書第１章第29条第１項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

3）民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

4）民間事業者は、当該業務契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該業務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

5）民間事業者は、当該業務契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

6）民間事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、当該業務契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

７）民間事業者は、発注者の指示又は承諾がある時を除き、当該業務契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

８）民間事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、当該業務契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

９）民間事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

10）民間事業者は、当該業務契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は民間事業者が集約し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を当該業務契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

11）発注者は、民間事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、民間事業者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

12）民間事業者は、当該業務契約による事務にかかる個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

13）民間事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該業務契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（４）再委託の取扱い

１）民間事業者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２）「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断、点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見をいう。

３）民間事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの軽微な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

４）民間事業者は、共通仕様書第19条臨機の措置、第42条臨時点検、第43条災害等支援及び第44条施設等維持作業の監督職員の指示による業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

５）民間事業者は、上記３）から４）に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

６）民間事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関

係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもと業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の有資格者である場合は、国土交通省北海道開発局長による指名停止期間中であってはならない。

（５）契約の変更及び解除

１）契約内容の変更

発注者は、必要があるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を民間事業者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約単価を変更し、又は民間事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

なお、臨時点検、修理において当初見込んでいる回数に変更が生じた場合は、受注者の責に帰する場合を除き監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

２）権利義務の譲渡

民間事業者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

３）著作権の譲渡等

本業務の履行に当たり、民間事業者又は民間事業者の使用人に著作権が生じた場合、全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は納品時に発注者に移転するものとする。

また、民間事業者又は民間事業者の使用人は、生じた著作者人格権について、行使しないものとする。

４）契約の解除

ア　発注者の催告による契約解除権

発注者は民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

（ア）発注者の承諾を得た請負代金債権の譲渡により得た資金の使途を疎明する書類を発注者に提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（イ）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（ウ）履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
（エ）管理技術者を配置しなかったとき。
（オ）正当な理由なく、契約不適合による履行の追完がなされないとき。
（カ）（ア）～（オ）に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ　発注者の催告によらない契約解除権

発注者は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

（ア）発注者の承諾を得ず、請負代金債権を譲渡したとき。
（イ）発注者の承諾を得た請負代金債権の譲渡により得た資金を当該業務の完了以外に使用したとき。
（ウ）この業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
（エ）民間事業者がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（オ）民間事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は民間事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
（カ）業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、民間事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
（キ）前各号に掲げる場合のほか、民間事業者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
（ク）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
（ケ）ウ及びエに規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
（コ）民間事業者が次のいずれかに該当するとき。
　a　役員等（民間事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、民間事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
　b　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

c　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

d　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

e　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

f　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がａからｅまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

g　民間事業者が、ａからｅまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ｆに該当する場合を除く。）に、発注者が民間事業者に対して当該契約の解除を求め、民間事業者がこれに従わなかったとき。

ウ　民間事業者の催告による契約解除権

民間事業者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

エ　民間事業者の催告によらない契約解除権

（ア）民間事業者は、発注者が必要と認めて設計図書を変更したことにより、予定金額が３分の２以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（イ）台風、豪雨、積雪、暴風、洪水、地震、落雷、高潮、津波、地すべり、落盤等その他の天災であって、民間事業者の責めに帰すことができない場合の業務の中止期間が履行期間の 10 分の５（履行期間の 10 分の５が６月を超えるときは６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないときは、直ちにこの契約を解除することができる。

８．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

（1）発注者が国家賠償法（昭和 22 年法律 125 号）第１条第１項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、発注者は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について発注者の責めに帰すべき理由が存する場合は、発注者が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

（2）民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について発注者の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は発注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

９．対象公共サービスに係る法第７条第８項に規定する評価に関する事項

（1）調査方法

発注者は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

（2）実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和１０年６月頃）を踏まえ、令和１０年３月末における状況を調査するものとする。

（3）調査項目

本実施要項 1.2「確保されるべき対象公共サービスの質」により設定した事項。

１０．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

（1）対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、発注者において年度毎にとりまとめて監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、発注者は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

（2）業務発注担当部署の監督体制

1）本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2）本業務の実施状況に係る監督は、上記７により行う。

（3）民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1）罰則等

①法第 25 条第１項の規定に違反して、法第 24 条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第 54 条の規定により、一年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることとなる。

②次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

・法第 26 条第１項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第 26 条第１項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

・正当な理由なく、法第 27 条第１項による指示に違反した者

③法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

２）会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年4月19日法律第73号）第22条に該当するとき、又は同法第23条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は業務発注担当部署を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

帯広開発建設部管内
自家用電気工作物保守点検民間競争入札
実施要項
（案）

別紙　資料

令和８年●月

国土交通省北海道開発局帯広開発建設部

別紙－１．業務ボリュームの参考指標

別紙１－１　保守点検履行場所一覧
別紙１－２　点検周期及び保守点検対象装置一覧表
別紙１－３　交通誘導警備員の有資格者資格要件について
別紙１－４　保守点検関係履行体系図
別紙１－５　情報取扱者名簿及び情報管理体制図

保守点検履行場所一覧

	施　設　名　称	施設所在地
	（日々通勤点検）	
1	帯広開発建設部　　本部	帯広市西5条南8丁目
2	帯広道路事務所・帯広河川事務所	中川郡幕別町札内西町73番地の6
3	池田河川事務所	中川郡池田町字利別南4線東35号108番地先
4	千代田分流堰堤管理棟	中川郡幕別町字相川
5	十勝管理ステーション	河西郡芽室町東芽室北1線
6	豊岡無線中継所	中川郡幕別町字豊岡5の43
7	帯広排水機場	帯広市東12条南2丁目
8	池田排水機場	中川郡池田南6線
9	西16条監視室（十勝ダム）	帯広市西16条北2丁目
10	西16条情報室（札内川ダム）	帯広市西16条北2丁目
11	猿別水門	中川郡幕別町猿別143番地
12	武山樋門	中川郡幕別町明野105地先
13	十勝中央大橋水位観測所	中川郡幕別町字千住3番地
14	大正橋光中継所	帯広市昭和基線135
15	協心警報所配電線路	上川郡清水町字熊牛64－68
16	帯広広尾自動車電気設備	河西郡芽室町東芽室北1線
17	川西IC通信局舎	帯広市川西町西
18	幸福IC通信局舎	帯広市幸福町
19	ロードヒーティング（東6条歩道橋）	帯広市東6条南3丁目
20	ロードヒーティング（大通り7丁目～10丁目）	帯広市大通7丁目～10丁目

【日々通勤点検】起点（十勝総合振興局）から点検箇所間の直線距離が25km未満の場所を日々通勤対象箇所としている。

保守点検履行場所一覧

	施 設 名 称	施設所在地
	（滞在点検）	
1	広尾道路事務所	広尾郡広尾町並木通東2丁目5番地
2	足寄道路事務所	足寄郡足寄町栄町1丁目43番地
3	帯広河川事務所十勝ダム管理支所	上川郡新得町字屈足トムラウシ
4	帯広河川事務所札内川ダム管理支所	河西郡中札内村南札内735－2
5	浦幌十勝導水路管理所	十勝郡浦幌町愛牛西7線12号50の4
6	十勝清水防災ステーション	上川郡清水町南4条11丁目
7	浦幌除雪ステーション	十勝郡浦幌町字帯富78
8	幌加除雪ステーション	河東郡上士幌町幌加
9	豊似防災ステーション	広尾郡広尾町字紋別
10	日勝無線中継所	上川郡清水町字石山
11	上士幌無線中継所	河東郡上士幌町字上士幌15番122
12	西札内無線中継所	河西郡中札内村西札内
13	大樹無線中継所	広尾郡大樹町萌和
14	中土場無線中継所	上川郡新得町字トムラウシ国有林
15	月見台無線中継所	中川郡本別町西仙美里262－14
16	温泉山無線中継所	河東郡上士幌町国有林
17	三国峠無線中継所	河東郡上士幌町字三股
18	霧裏山レーダ雨雪量観測所	釧路市音別町道有林浦幌経営区68林班
19	流木処理場（札内川ダム）	河西郡中札内村上札内西2線328－10
20	下牛首別排水機場	中川郡豊頃町字下牛首別14
21	育素多排水機場	中川郡豊頃町育素多南28線167－2
22	救急内水茂岩地区基地	中川郡豊頃町茂岩栄町102番地
23	新川水門	十勝郡浦幌町字下浦幌298
24	豊北樋門	十勝郡浦幌町字ヌタベット
25	オソウシ放流警報所配電線路	上川郡新得町字屈足東1－24－4
26	岩松放流警報所配電線路	上川郡新得町字トムラウシ国有林
27	岩松湖放流警報所配電線路	上川郡新得町字トムラウシ国有林
28	三友CCTV配電線路	上川郡新得町字屈足
29	忠類道路気象観測所	中川郡幕別町忠類元忠類5－7
30	更別IC通信局舎	河西郡更別村更別南1線86－6
31	忠類IC通信局舎	中川郡幕別町忠類協徳
32	忠類大樹IC分電盤	中川郡幕別町忠類共栄
33	狩勝峠　電気設備	上川郡新得町字新得
34	足寄峠　電気設備	足寄郡足寄町茂足寄国有林
35	日勝峠　電気設備・防災設備（日勝トンネル）	上川郡清水町字国有林23林班
36	日勝峠　電気設備・防災設備（石山トンネル）	上川郡清水町字国有林23林班
37	日勝峠　電気設備・防災設備（熊見トンネル）	上川郡清水町字国有林23林班
38	日勝峠　電気設備・防災設備（清流覆道）	上川郡清水町字国有林23林班
39	浦幌トンネル　電気設備・防災設備	十勝郡浦幌町字新富
40	直別トンネル　電気設備・防災設備（直別トンネル）	十勝郡浦幌町直別
41	直別トンネル　電気設備・防災設備（上厚内トンネル）	十勝郡浦幌町直別
42	豊似トンネル外　電気設備・防災設備（受電点）	広尾郡広尾町字上豊似
43	豊似トンネル外　電気設備・防災設備（駐車帯）	広尾郡広尾町字上豊似
44	豊似トンネル外　電気設備・防災設備（豊似トンネル）	広尾郡広尾町字上豊似
45	豊似トンネル外　電気設備・防災設備（早ヶ瀬トンネル）	広尾郡広尾町字上豊似
46	タニイソトンネル　電気設備・防災設備（タニイソトンネル）	広尾郡広尾町ルベシベツ
47	タニイソトンネル　電気設備・防災設備（新宝浜トンネル）	広尾郡広尾町タンネソ
48	三国トンネル　電気設備・防災設備（受電点）	河東郡上士幌町字十勝三股
49	三国トンネル　電気設備・防災設備（三又第2）	河東郡上士幌町字十勝三股
50	三国トンネル　電気設備・防災設備（三又第3）	河東郡上士幌町字十勝三股
51	三国トンネル　電気設備・防災設備（松見大橋）	河東郡上士幌町字十勝三股
52	三国トンネル　電気設備・防災設備（三国トンネル）	河東郡上士幌町字十勝三股
53	糠平トンネル群　電気設備・防災設備（鱒見トンネル）	河東郡上士幌町字糠平
54	糠平トンネル群　電気設備・防災設備（鱒見覆道）	河東郡上士幌町字糠平
55	糠平トンネル群　電気設備・防災設備（泉翠峡トンネル）	河東郡上士幌町字糠平
56	糠平トンネル群　電気設備・防災設備（龍門トンネル）	河東郡上士幌町字糠平
57	糠平トンネル群　電気設備・防災設備（ぬかびら湖畔トンネル）	河東郡上士幌町字糠平
58	糠平トンネル群　電気設備・防災設備（不二川トンネル）	河東郡上士幌町字糠平
59	糠平トンネル群　電気設備・防災設備（糠平トンネル）	河東郡上士幌町字糠平
60	糠平トンネル群　電気設備・防災設備（三の沢トンネル）	河東郡上士幌町字糠平
61	釧勝トンネル　電気設備・防災設備	十勝郡浦幌町字川上

【滞在点検の区分】：起点（十勝総合振興局）から25km以上の場所を滞在対象箇所としている。

帯広開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検
履行箇所図

別紙1-1-図

点検周期及び保守点検対象装置一覧表

項目	単位	点検周期 12ヶ月	点検周期 6ヶ月	合計数量	数量計(日々通勤)	日々通勤 本部	帯広河川事務所 帯広道路事務所	池田河川事務所	千代田分流堰管理棟	十勝管理ステーション	豊岡無線中継所	帯広排水機場	池田排水機場	西16条情報室(札内川ダム)	西16条監視室(十勝ダム)	猿別水門	十勝中央大橋水位観測所	大正橋光中継所	協心警報所配電線路	帯広広尾自動車電気設備	川西IC通信局舎	幸福IC通信局舎	ロードヒーティング(東6条歩道橋)	ロードヒーティング(大通り7丁目~10丁目)	武山樋門
点検箇所数																									
総点検箇所数(12ヶ月点検)				81																					
日々通勤(25km未満の点検箇所数)	箇所	○		20	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滞在(25km以上の点検箇所数)	箇所	○		61																					
総点検箇所数(6ヶ月点検)				64																					
日々通勤(25km未満の点検箇所数)	箇所		○	15	15		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1			
滞在(25km以上の点検箇所数)	箇所		○	49																					
業務計画等																									
1-1 業務計画(既存設備)				36																					
実施手順書の作成(新規・変更)	設備																								
実施手順書の作成(継続) (電源設備)	設備	○		33	7		1	1	1	1	1	1	1												
実施手順書の作成(継続) (道路トンネル非常用設備)	設備	○		3	1		1																		
1-2 技術的所見																									
施設毎データを判定基準値と比較システム運用状況の確認(計量・計測値)	設備			132	25	2	5	3	3	3	1	2	2		1	1					1	1			
※高圧受変電設備						—	有	有	有	有	無	無	無	無	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無
総合点検																									
17-1 受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源設備							A	A	A	A	B	C	D	B	E	C	B				E	E			
システム数					−		3	3	3	3	1	2	2	1	2	2	1				2	2			
受変電設備					−		○	○	○	○															
発動発電機					−		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			
監視制御盤類					−																				
負荷設備					−							○	○			○									
直流電源設備					−																				
無停電電源設備					−		○	○	○	○					○						○	○			
1 運用者からの確認・報告	-	○	○		−		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1			
2 システム運用状態の確認(外観)	台	○	○		−		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1			
2 システム運用状態の確認(計量・計測値)	項目	○	○		−		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1			
3 設備異常発生時保護装置動作の確認(受変電設備)	項目	○			−		1	1	1	1															
3 設備異常発生時保護装置動作の確認(発動発電機)	項目	○			−		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1			
4 設備の障害防止動作の確認	項目	○			−		1	1	1	1															
5 システム停復電連動の確認(受変発発)	箇所	○			−		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1				1	1			
5 システム停復電連動の確認(直流・無停電)	箇所	○			−		1	1	1	1					1						1	1			
13-1 道路ﾄﾝﾈﾙ非常用設装置　押ボタン台数()																									
1 運用者等からの確認及び報告等	−	○	○		−																				
2 時計装置の確認	台	○	○																						
3 総合警報動作の確認(火災検知器)	組	○	○																						
3 総合警報動作の確認(押ボタン式通報装置)	組	○	○	1																					
3 総合警報動作の確認(火災と事故の優先動作確認)	組	○	○																						
4 総合停電時動作の確認	組	○		1																					
13-1 道路ﾄﾝﾈﾙ非常用設装置　押ボタン台数() (2)																									
1 運用者等からの確認及び報告等	−	○	○		−																				
2 時計装置の確認	台	○	○	8																					
3 総合警報動作の確認(火災検知器)	組	○	○																						
3 総合警報動作の確認(押ボタン式通報装置)	組	○	○	8																					
3 総合警報動作の確認(火災と事故の優先動作確認)	組	○	○																						
4 総合停電時動作の確認	組	○		8																					
個別点検																									
30-1 自家用電気設備環境点検	箇所																								
1 進相コンデンサ等の該当機器の状態確認	箇所	○																							
2 自家発電設備の法定点検項目の確認(外観点検)	箇所	○																							
2 自家発電設備の法定点検項目の確認(機能点検)	箇所	○																							
2 自家発電設備の法定点検項目の確認(総合点検)	箇所	○																							
3 接地抵抗値の正常値の確認	箇所	○		16	2														1						1
30-2 受変電設備(継電器類共通事項(誘導形)) 過電流継電器																									
1 過電流継電器(瞬時要素付)の性能確認	台	○		18	4		1	1	1	1															
2 長時限形過電流継電器小勢力過電流継電器の性能確認	台	○																							
3 不足電圧継電器の性能確認	台	○																							
4 過電圧継電器の性能確認	台	○																							
5 過電圧地絡継電器の性能確認	台	○																							
6 方向地絡継電器の性能確認	台	○																							
7 各種保護継電器の協調確認	台	○		18	4		1	1	1	1															
30-3 受変電設備(継電器類共通事項(静止形)) 不足電圧継電器																									
1 比率差動継電器(回転機保護)の性能確認	台	○																							
2 高調波抑制式比率差動継電器(変圧器保護)の性能確認	台	○																							
3 地絡過電圧継電器の性能確認	台	○		2																					
4 地絡継電器の性能確認	台	○																							
5 地絡方向継電器の性能確認	台	○																							
6 速度継電器の性能確認	台	○																							
7 不足電圧継電器の性能確認	台	○		2																					
8 電圧継電器の性能確認	台	○		2																					
9 2E継電器・3E継電器の性能確認	台	○		2																					
10 各種保護継電器の協調確認	台	○		2																					
30-3 受変電設備(継電器類共通事項(静止形)) 不足電圧継電器 (2)																									
1 比率差動継電器(回転機保護)の性能確認	台	○																							
2 高調波抑制式比率差動継電器(変圧器保護)の性能確認	台	○																							
3 地絡過電圧継電器の性能確認	台	○																							
4 地絡継電器の性能確認	台	○																							
5 地絡方向継電器の性能確認	台	○																							
6 速度継電器の性能確認	台	○																							
7 不足電圧継電器の性能確認	台	○		11	4		1	1	1	1															
8 電圧継電器の性能確認	台	○																							
9 2E継電器・3E継電器の性能確認	台	○																							
10 各種保護継電器の協調確認	台	○		11	4		1	1	1	1															
30-3 受変電設備(継電器類共通事項(静止形)) 電圧継電器																									
1 比率差動継電器(回転機保護)の性能確認	台	○																							
2 高調波抑制式比率差動継電器(変圧器保護)の性能確認	台	○																							
3 地絡過電圧継電器の性能確認	台	○																							
4 地絡継電器の性能確認	台	○																							
5 地絡方向継電器の性能確認	台	○																							
6 速度継電器の性能確認	台	○																							
7 不足電圧継電器の性能確認	台	○																							
8 電圧継電器の性能確認	台	○		1																					
9 2E継電器・3E継電器の性能確認	台	○																							
10 各種保護継電器の協調確認	台	○		1																					
30-3 受変電設備(継電器類共通事項(静止形)) 地絡継電器																									
1 比率差動継電器(回転機保護)の性能確認	台	○																							
2 高調波抑制式比率差動継電器(変圧器保護)の性能確認	台	○																							
3 地絡過電圧継電器の性能確認	台	○																							
4 地絡継電器の性能確認	台	○		15																					
5 地絡方向継電器の性能確認	台	○																							
6 速度継電器の性能確認	台	○																							
7 不足電圧継電器の性能確認	台	○																							
8 電圧継電器の性能確認	台	○																							
9 2E継電器・3E継電器の性能確認	台	○																							
10 各種保護継電器の協調確認	台	○		15																					

項目	数量計(滞在)	滞在 広尾道路事務所	足寄道路事務所	帯広河川事務所十勝ダム管理支所	帯広河川事務所札内川ダム管理支所	浦幌十勝導水路管理所	清水道路管理ステーション	浦幌道路管理ステーション	幌加除雪ステーション	豊似防災ステーション	日勝無線中継所	上士幌無線中継所	西札内無線中継所	大樹無線中継所	中士場無線中継所	月見台無線中継所	温泉山無線中継所	三国無線中継所	霧裏山レーダ雨雪量観測所	流木処理場(札内川ダム)	下牛首別排水機場	育素多排水機場	救急内水茂岩地区基地	新川水門	豊北樋門	オソウシ放流警報所配電線路	岩松放流警報所配電線路	岩松湖放流警報所配電線路	三友CCTV配電線路	忠類道路気象観測所	更別IC通信局舎	忠類IC通信局舎	忠類大樹IC分電盤	狩勝峠電気設備	足寄峠電気設備
滞在(25km以上の点検箇所数)(12ヶ月)	61	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
滞在(25km以上の点検箇所数)(6ヶ月)	49	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1					
実施手順書の作成(継続) (電源設備)	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	−	1	1	−	1	1	1	1	1	1											
実施手順書の作成(継続) (道路トンネル非常用設備)	2	1	1																																
施設毎データを判定基準値と比較システム運用状況の確認(計量・計測値)	107	6	5	4	4	3	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	2	1	4	2	2	2	3	1											
※高圧受変電設備		有	有	有	有	有	有	無	有	有	無	無	有	無	−	無	有	−	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
17-1 受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源設備		A'	B'	C'	C'	B'	D'	E'	D'	D'	E'	E'	D'	E'	D'	E'	D'	E'	A'	F'	G'	H'	A'	H'											
システム数	−	3	3	5	5	3	2	1	2	2	1	1	2	1	2	1	2	1	3	2	2	1	3	1											
受変電設備	−	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○		○		○	○			○												
発動発電機	−	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○											
監視制御盤類	−			○	○																														
負荷設備	−			○	○																○			−											
直流電源設備	−																																		
無停電電源設備	−	○	○	○	○	○													○	○			○												
1 運用者からの確認・報告	−	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
2 システム運用状態の確認(外観)	−	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
2 システム運用状態の確認(計量・計測値)	−	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1											
3 設備異常発生時保護装置動作の確認(受変電設備)	−	1	1	1	1	1	1		1	1			1		1		1		1	1			1												
3 設備異常発生時保護装置動作の確認(発動発電機)	−	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1											
4 設備の障害防止動作の確認	−		1	1	1	1														1															
5 システム停復電連動の確認(受変発発)	−	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1												
5 システム停復電連動の確認(直流・無停電)	−	1	1	1	1	1													1	1			1												
13-1 1 運用者等からの確認及び報告等	−																																		
13-1 3 総合警報動作の確認(押ボタン式通報装置)	1																																		
13-1 4 総合停電時動作の確認	1																																		
13-1 (2) 1 運用者等からの確認及び報告等	−																																		
13-1 (2) 2 時計装置の確認	8																																		
13-1 (2) 3 総合警報動作の確認(押ボタン式通報装置)	8																																		
13-1 (2) 4 総合停電時動作の確認	8																																		
30-1 3 接地抵抗値の正常値の確認	14			1	1						1				1											1	1	1	1						1
30-2 1 過電流継電器(瞬時要素付)の性能確認	14		1		2	1			1	1									1	2			1												
30-2 7 各種保護継電器の協調確認	14		1		2	1			1	1									1	2			1												
30-3 不足電圧継電器 3 地絡過電圧継電器の性能確認	2				1															1															
30-3 不足電圧継電器 7 不足電圧継電器の性能確認	2				1															1															
30-3 不足電圧継電器 8 電圧継電器の性能確認	2				1															1															
30-3 不足電圧継電器 9 2E継電器・3E継電器の性能確認	2				1															1															
30-3 不足電圧継電器 10 各種保護継電器の協調確認	2				1															1															
30-3 不足電圧継電器 (2) 7 不足電圧継電器の性能確認	7			1	1																2		1												
30-3 不足電圧継電器 (2) 10 各種保護継電器の協調確認	7			1	1																2		1												
30-3 電圧継電器 8 電圧継電器の性能確認	1																				1														
30-3 電圧継電器 10 各種保護継電器の協調確認	1																				1														
30-3 地絡継電器 4 地絡継電器の性能確認	15				7				1	1									1	2	1														
30-3 地絡継電器 10 各種保護継電器の協調確認	15				7				1	1									1	2	1														

項目	日勝峠電気設備・防災設備(トンネル3、覆道1)	浦幌トンネル電気設備・防災設備	直別トンネル・上厚内トンネル電気設備・防災設備	豊似トンネル外電気設備・防災設備(受電点/駐車帯/豊似TN/早ヶ瀬TN)	タニイソトンネル電気設備・防災設備	新宝浜トンネル電気設備・防災設備	三国トンネル電気設備・防災設備(受電点/三又第2/三又第3/松見大橋/三国TN)	糠平トンネル群電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)	釧勝トンネル電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)		技術的所見	備考
滞在(25km以上の点検箇所数)(12ヶ月)	4	1	2	4	1	1	5	8	1			
滞在(25km以上の点検箇所数)(6ヶ月)	3	1	2	4	1	1	5	7	1			
実施手順書の作成(継続) (電源設備)	−	1	1	1	1		1					
施設毎データを判定基準値と比較システム運用状況の確認(計量・計測値)	11	5	5	10	5	5	6	4	4			
※高圧受変電設備	無	有	有	有	有	−	有	無	無			
17-1 受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、負荷設備、直流電源設備、無停電電源設備		I'	I'	I'	I'		I'					A 4
システム数		1	1	1	1		1					B 3
受変電設備		○	○	○	○		○					C 2
発動発電機					−		−					D 1
監視制御盤類												E 3
負荷設備		−	−		−		−					A' 3
直流電源設備												B' 2
無停電電源設備												C' 2
1 運用者からの確認・報告		1	1	1	1		1					D' 6
2 システム運用状態の確認(外観)		1	1	1	1		1					E' 6
2 システム運用状態の確認(計量・計測値)		1	1	1	1		1					F' 1
3 設備異常発生時保護装置動作の確認(受変電設備)		1	1	1	1		1					G' 1
3 設備異常発生時保護装置動作の確認(発動発電機)												H' 2
4 設備の障害防止動作の確認												I' 5
13-1 道路ﾄﾝﾈﾙ非常用設装置　押ボタン台数()	(14) (5) (7)											
13-1 1 運用者等からの確認及び報告等	1											
13-1 3 総合警報動作の確認(押ボタン式通報装置)	1											
13-1 4 総合停電時動作の確認	1											
13-1 道路ﾄﾝﾈﾙ非常用設装置　押ボタン台数() (2)		(7)	(7)	(13) (11)	(40)	(50)	(29)	(29)	(12)			
13-1 (2) 1 運用者等からの確認及び報告等		1	1	1	1	1	1	1	1			
13-1 (2) 2 時計装置の確認		1	1	1	1	1	1	1	1			
13-1 (2) 3 総合警報動作の確認(押ボタン式通報装置)		1	1	1	1	1	1	1	1			
13-1 (2) 4 総合停電時動作の確認		1	1	1	1	1	1	1	1			
30-1 3 接地抵抗値の正常値の確認		1	1	1			1		1			
30-2 1 過電流継電器(瞬時要素付)の性能確認				2	1		1					
30-2 7 各種保護継電器の協調確認				2	1		1					
30-3 不足電圧継電器 (2) 7 不足電圧継電器の性能確認					2							
30-3 不足電圧継電器 (2) 10 各種保護継電器の協調確認					2							
30-3 地絡継電器 4 地絡継電器の性能確認				1	1							
30-3 地絡継電器 10 各種保護継電器の協調確認				1	1							

別紙1－2(2)

点検周期及び保守点検対象装置一覧表

項目	単位	点検周期		合計数量	数量計(日々通勤)	日々通勤																				数量計(滞在)	滞在																																															技術的所見	備考	
		12ヶ月	6ヶ月			本部	帯広河川事務所 帯広道路事務所	池田河川事務所	千代田分流堰管理棟	十勝管理ステーション	豊岡無線中継所	帯広排水機場	池田排水機場	西16条情報室(札内川ダム)	西16条監視室(十勝ダム)	猿別水門	十勝中央大橋水位観測所	大正橋光中継所	協心警報所配電線路	帯広尾自動車電気設備	川西IC通信局舎	幸福IC通信局舎	ロードヒーティング(東6条歩道橋)	ロードヒーティング(大通り7丁目～10丁目)	武山樋門		広尾道路事務所	足寄道路事務所	帯広河川事務所十勝ダム管理支所	帯広河川事務所札内川ダム管理支所	浦幌十勝導水路管理所	清水道路管理ステーション	浦幌道路管理ステーション	幌加除雪ステーション	豊似防災ステーション	日勝無線中継所	上士幌無線中継所	西札内無線中継所	大樹無線中継所	中土場無線中継所	月見台無線中継所	温泉山無線中継所	三国無線中継所	霧裏山レーダ雨雪量観測所	流木処理場(札内川ダム)	下牛首別排水機場	育素多排水機場	救急内水茂岩地区基地	新川水門	豊北樋門	オソウシ放流警報所配電線路	岩松放流警報所配電線路	岩松湖放流警報所配電線路	三友CCTV配電線路	忠類道路気象観測所	更別IC通信局舎	忠類IC通信局舎	忠類大樹IC分電盤	狩勝峠電気設備	足寄峠電気設備	日勝峠電気設備・防災設備(トンネル3、覆道1)	浦幌トンネル電気設備・防災設備	直別トンネル・上厚内トンネル電気設備・防災設備	豊似トンネル外電気設備・防災設備(受電点/駐車帯/豊似TN/早ヶ瀬TN)	タニイソトンネル電気設備・防災設備	新宝浜トンネル電気設備・防災設備	三国トンネル電気設備・防災設備(受電点/三又第2/三又第3/松見大橋/三国TN)	糠平トンネル群電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)	釧勝トンネル電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)				
30-3 受変電設備(継電器類共通事項(静止形)) 地絡過電圧継電器																																																																					
1 比率差動継電器(回転機保護)の性能確認	台	○																																																																			
2 高調波抑制式比率差動継電器(変圧器保護)の性能確認	台	○																																																																			
3 地絡過電圧継電器の性能確認	台	○		1																						1			1																																										
4 地絡継電器の性能確認	台	○																																																																			
5 地絡方向継電器の性能確認	台	○																																																																			
6 速度継電器の性能確認	台	○																																																																			
7 不足電圧継電器の性能確認	台	○																																																																			
8 電圧継電器の性能確認	台	○																																																																			
9 2E継電器・3E継電器の性能確認	台	○																																																																			
10 各種保護継電器の協調確認	台	○		1																						1			1																																										
30-3 受変電設備(継電器類共通事項(静止形)) 地絡方向性継電器																																																																					
1 比率差動継電器(回転機保護)の性能確認	台	○																																																																			
2 高調波抑制式比率差動継電器(変圧器保護)の性能確認	台	○																																																																			
3 地絡過電圧継電器の性能確認	台	○																																																																			
4 地絡継電器の性能確認	台	○																																																																			
5 地絡方向継電器の性能確認	台	○		27	4		1	1	1	1																23	1	1	1	1	1	1		1	1			1				1		1	1			1														1	2	1	1		5						
6 速度継電器の性能確認	台	○																																																																			
7 不足電圧継電器の性能確認	台	○																																																																			
8 電圧継電器の性能確認	台	○																																																																			
9 2E継電器・3E継電器の性能確認	台	○																																																																			
10 各種保護継電器の協調確認	台	○		27	4		1	1	1	1																23	1	1	1	1	1	1		1	1			1				1		1	1			1														1	2	1	1		5						
30-5 閉鎖型受変電設備							A	B	C	D																	A'	B'	C'	D'	B'	B'		B'	B'							A'		A'	B'			E'														A'	F'	A'	B'	G'	B' G' G' A' H'						A 1
1 外観、操作機能の確認	施設	○		30	4		1	1	1	1																26	1	1	1	1	1	1		1	1							1		2	1			1														1	1	4	1	1	1 1 1 1 1				○		B 1
2 絶縁耐力及び性能の確認	施設	○		30	4		1	1	1	1																26	1	1	1	1	1	1		1	1							1		2	1			1														1	1	4	1	1	1 1 1 1 1						C 1
3 機能を維持するための確認	施設	○		30	4		1	1	1	1																26	1	1	1	1	1	1		1	1							1		2	1			1														1	1	4	1	1	1 1 1 1 1						D 1
盤面数	面			－	－		5	6	7	3																－	2	3	6	11	3	3		3	3							2		2	3			3														2	3	2	3	2	3 2 2 2 2					※母線 3年毎(対象外)	A' 10
高圧変圧器台数	台			－	－		2	1	1	1																－	2	2	2	1	2	2		2	2							2		2	2			1														2	4	2	2	1	2 1 1 2 3					※VCB 3年毎(対象外)	B' 8
																																																																								※油入変圧器 5年毎(対象外)	C' 1
32-4 高圧設備(油入変圧器)																																																																									D' 1
1 外観、操作機能の確認	台	○		1																						1												1																																				E' 1
2 絶縁耐力及び機能の確認(絶縁抵抗試験)	台	○		1																						1												1																																				F' 1
2 絶縁耐力及び機能の確認(絶縁油耐圧試験)	台	※		1																						1												1																																			※5年毎(R10)	G' 3
2 絶縁耐力及び機能の確認(油中ガス分析)	台	※		1																						1												1																																			※3年毎(R7)	H' 1
3 機能を維持するための確認	台	○		1																						1												1																																				
32-7 高圧設備(避雷器)																																																																					
1 外観、操作機能の確認	台	○		2																						2												2																																				
2 絶縁耐力及び機能の確認(絶縁抵抗試験)	台	○		2																						2												2																																				
2 絶縁耐力及び機能の確認(漏れ電流測定)	台	※		2																						2												2																																			※3年毎(R7)	
3 機能を維持するための確認	台	○		2																						2												2																																				
32-11 高圧設備(開閉器)																																																																					
1 外観・操作機能の確認	台	○		1																						1												1																																				
2 機能を維持するための確認	台	○		1																						1												1																																				
3 絶縁耐力の確認	台	○		1																						1												1																																				
32-13 引込柱																																																																					
1 外観による点検	箇所	○		45	39							1	1							34	1	1			1	6				1							1	1								1	1									1																	
32-14 高圧設備(区分開閉器(ｶﾞｽ・真空・気中)																																																																					
1 外観・構造の確認	台	○		1																						1												1																																				
2 絶縁耐力の確認	台	○		1																						1												1																																				
3 接地抵抗値の確認	台	○		1																						1												1																																				
32-15 高圧設備(電線・支持物)																																																																					
1 外観・構造の確認(電柱)	個	○		105	9														9							96				1								1													33	13	10	31	7																		
2 絶縁耐力の確認(線路)	個	○																																																																			
32-16 高圧設備(ケーブル)																																																																					
1 外傷の確認	系統	○		2																						2				1								1																																				
2 絶縁耐力の確認	系統	○		2																						2				1								1																																				
3 ケーブル埋設ルートの確認	系統	○		2																						2				1								1																																				
33-1 動力・電灯盤																																																																					
1 外観・操作機能の確認(母線等)	面	○		315	180		53	10	11	11	1	7	11			6				59	4	4			3	135	17	11	12		6	9	11			4	1	1	1		1	2	2	5		7	7	4	1							4	4	1	1	2	3	2	2	5				8	1				
1 外観・操作機能の確認(漏電遮断器等)	面	○		315	180		53	10	11	11	1	7	11			6				59	4	4			3	135	17	11	12		6	9	11			4	1	1	1		1	2	2	5		7	7	4	1							4	4	1	1	2	3	2	2	5				8	1				
2 絶縁耐力の確認	面	○		315	180		53	10	11	11	1	7	11			6				59	4	4			3	135	17	11	12		6	9	11			4	1	1	1		1	2	2	5		7	7	4	1							4	4	1	1	2	3	2	2	5				8	1				
3 機能を維持するための確認	面	○		315	180		53	10	11	11	1	7	11			6				59	4	4			3	135	17	11	12		6	9	11			4	1	1	1		1	2	2	5		7	7	4	1							4	4	1	1	2	3	2	2	5				8	1				
33-2 直流電源装置(遮断器投入用(触媒栓付))																																																																					
1 整流器電圧電流測定	台	○		4	2							1	1													2																				1	1																											
2 整流器充電電圧測定	台	○		4	2							1	1													2																				1	1																											
3 浮動・均等充電試験	台	○		4	2							1	1													2																				1	1																											
4 警報回路動作確認	台	○		4	2							1	1													2																				1	1																											
5 蓄電池の確認	台	○		4	2							1	1													2																				1	1																											
6 機能を維持するための確認	台	○		4	2							1	1													2																				1	1																											
33-3 直流電源装置(遮断器投入用(MSE形等))																																																																					
1 整流器電圧電流測定	台	○		4	2			1		1																2			1	1																																												
2 警報回路動作確認	台	○		4	2			1		1																2			1	1																																												
3 蓄電池の確認	台	○		4	2			1		1																2			1	1																																												
4 機能を維持するための確認	台	○		4	2			1		1																2			1	1																																												
33-4 分電盤																																																																					
1 分電盤の機能確認	面	○		42	3										2				1							39			14	15										1					3						1	1	1			3																		
33-5 ハンドホール等																																																																					
1 マンホール(ハンドホール)	ヶ所	○		1513	827		17	3	12	19			1			5				762					8	686	3	10	26	18	11	1		4	4		5					23	7	10	9		2	2	1	3										11	157	5		67	64	66	60	87	30				
35-2 電動機負荷(運転時)																																																																					
1 振動の確認	台	○																																																																			
2 フレーム軸受の温度確認	台	○																																																																			
3 電流の確認	台	○		7																						7			3	4																																													
35-3 照明負荷																																																																					
1 外観・機能の確認(庁舎)	台	○		3																						3																							3																								
2 絶縁耐力の確認	回路	○		3																						3																							3																								
35-3 照明負荷																																																																					
1 外観・機能の確認(庁舎)	台	○																																																																			
2 絶縁耐力の確認	回路	○		70																						70				62															8																												
35-4 動力負荷																																																																					
1 外観・操作機能の確認	台	○		63	23							7	14			2										40																				27	12		1																									
2 機能を維持するための確認	台	○		63	23							7	14			2										40																				27	12		1																									
3 絶縁耐力及び機能の確認(電動機)	台	○		63	23							7	14			2										40																				27	12		1																									
4 絶縁耐力及び機能の確認(電熱乾燥装置)	台	○																																																																			
36-1 ロードヒーティング																																																																					
1 操作、機能の確認(配電盤)計器、表示灯	面	○		1	1									1																																																									
1 操作、機能の確認(配電盤)発錆、腐食	面	○		1	1									1																																																									
1 操作、機能の確認(配電盤)警報装置等	面	○																																																																			
1 操作、機能の確認(配電盤)構成器具	面	○		1	1									1																																																									
1 操作、機能の確認(配電盤)絶縁抵抗測定	面	○		1	1									1																																																									
1 操作、機能の確認(計器用変成器)	台	○																																																																			
1 操作、機能の確認(電磁接触器)	台	○																																																																			
1 操作、機能の確認(漏電遮断器)接地	台	○		1	1									1																																																									
1 操作、機能の確認(漏電遮断器)操作機構	台	○		1	1									1																																																									
1 操作、機能の確認(漏電遮断器)ﾄﾘｯﾌﾟ試験	台	○		1	1									1																																																								運用開始(積雪)前に点検を実施する。	
1 操作、機能の確認(漏電遮断器)開閉試験	台	○		1	1									1																																																									
1 操作、機能の確認(発熱線)絶縁抵抗測定	式	○		1	1									1																																																									
2 機能を維持するための確認(増締め)	台	○		1	1									1																																																									
2 機能を維持するための確認(清掃)	台	○		1	1									1																																																									
3 図書類・予備品等の確認	台	○																																																																			

別紙1－2(3)

点検周期及び保守点検対象装置一覧表

項目	単位	点検周期		合計数量	日々通勤																					滞在																																												技術的所見	備考
		12ヶ月	6ヶ月		数量計(日々通勤)	本部	帯広河川事務所 帯広道路事務所	池田河川事務所	千代田分流堰管理棟	十勝管理ステーション	豊岡無線中継所	帯広排水機場	池田排水機場	西16条情報室(札内川ダム)	西16条監視室(十勝ダム)	猿別水門	十勝中央大橋水位観測所	大正橋光中継所	協心警報所配電線路	帯広尾自動車電気設備	川西IC通信局舎	幸福IC通信局舎	ロードヒーティング(東6条歩道橋)	ロードヒーティング(大通り7丁目～10丁目)	武山樋門	数量計(滞在)	広尾道路事務所	足寄道路事務所	帯広河川事務所十勝ダム管理支所	帯広河川事務所札内川ダム管理支所	浦幌十勝導水路管理所	清水道路管理ステーション	浦幌道路管理ステーション	幌加除雪ステーション	豊似防災ステーション	日勝無線中継所	上士幌無線中継所	西札内無線中継所	大樹無線中継所	中士場無線中継所	月見台無線中継所	温泉山無線中継所	三国無線中継所	霧裏山レーダ雨雪量観測所	流木処理場(札内川ダム)	下牛首別排水機場	育素多排水機場	救急内水 茂岩地区基地	新川水門	豊北樋門	オソウシ放流警報所配電線路	岩松放流警報所配電線路	岩松湖放流警報所配電線路	三友CCTV配電線路	忠類 道路気象観測所	更別IC通信局舎	忠類IC通信局舎	忠類大樹IC分電盤	狩勝峠電気設備	足寄峠電気設備	日勝峠電気設備・防災設備(トンネル3、覆道1)	浦幌トンネル電気設備・防災設備	直別トンネル・上厚内トンネル電気設備・防災設備	豊似トンネル外電気設備・防災設備(受電点/駐車帯/豊似TN/旱ヶ瀬TN)	タニイソトンネル電気設備・防災設備	新宝浜トンネル電気設備・防災設備	三国トンネル電気設備・防災設備(受電点/三叉第2/三叉第3/松見大橋/三国TN)	糠平トンネル群電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)	釧勝トンネル電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)			
36-1 ロードヒーティング																									※																																																	※大通り7丁目～10丁目:各4箇所
1 操作、機能の確認(配電盤)計器、表示灯	面	○		18	17																	1	16		1			1																																											
1 操作、機能の確認(配電盤)発錆、腐食	面	○		18	17																	1	16		1			1																																											
1 操作、機能の確認(配電盤)警報装置等	面	○																																																																							
1 操作、機能の確認(配電盤)構成器具	面	○		18	17																	1	16		1			1																																											
1 操作、機能の確認(配電盤)絶縁抵抗測定	面	○		18	17																	1	16		1			1																																											
1 操作、機能の確認(計器用変成器)	台	○																																																																							
1 操作、機能の確認(電磁接触器)	台	○		18	17																	1	16		1			1																																										運用開始(積雪)前に点検を実施する。
1 操作、機能の確認(漏電遮断器)接地	台	○		18	17																	1	16		1			1																																											
1 操作、機能の確認(漏電遮断器)操作機構	台	○		18	17																	1	16		1			1																																											
1 操作、機能の確認(漏電遮断器)ﾄﾘｯﾌﾟ試験	台	○		18	17																	1	16		1			1																																											
1 操作、機能の確認(漏電遮断器)開閉試験	台	○		18	17																	1	16		1			1																																											
1 操作、機能の確認(発熱線)絶縁抵抗測定	式	○		18	17																	1	16		1			1																																											
2 機能を維持するための確認(増締め)	台	○		18	17																	1	16		1			1																																											
2 機能を維持するための確認(清掃)	台	○		18	17																	1	16		1			1																																											
3 図書類・予備品等の確認	台	○																																																																							
発動発電機(ディーゼル) 10kVA以下																																																																								
37-1 発動発電機(ディーゼル) 原動機 10kVA以下																																																																								
1 概観、運転状態の確認 本体系(ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄ等)	台	○	○	1																					1												1																																	○	
1 概観、運転状態の確認 本体系(燃料油こし器等)	台	○		1																					1												1																																		
2 性能、機能の確認 本体系	台	○	○	1																					1												1																																		
2 性能、機能の確認 冷却水系	台	○		1																					1												1																																		
2 性能、機能の確認 燃料移送ポンプ	台	○		1																					1												1																																		
3 機能を維持するための確認	台	○	○	1																					1												1																																		
37-1 発動発電機(ディーゼル) 原動機 10kVA以下																																																																								
1 概観、運転状態の確認 本体系(ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄ等)	台	○	○	13	9									1	1		1	1		3	1	1				4										2										1										1																
1 概観、運転状態の確認 本体系(燃料油こし器等)	台	○		13	9									1	1		1	1		3	1	1				4										2										1										1																
2 性能、機能の確認 本体系	台	○	○																																																																							
2 性能、機能の確認 冷却水系	台	○		13	9									1	1		1	1		3	1	1				4										2										1										1																
2 性能、機能の確認 燃料移送ポンプ	台	○																																																																								
3 機能を維持するための確認	台	○	○	13	9									1	1		1	1		3	1	1				4										2										1										1																
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 10kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		1																					1												1																																		
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○		1																					1												1																																		
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○																																																																							
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○	1																					1												1																																		
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		1																					1												1																																		
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		1																					1												1																																		
3 機能を維持するための確認	台	○		1																					1												1																																		
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 10kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		10	7										1		1			3	1	1				3										2																			1																
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○		10	7										1		1			3	1	1				3										2																			1																
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○																																																																							
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○																																																																							
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		10	7										1		1			3	1	1				3										2																			1																
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		10	7										1		1			3	1	1				3										2																			1																
3 機能を維持するための確認	台	○		10	7										1		1			3	1	1				3										2																			1																
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 10kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○																																																																								
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○																																																																								
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○																																																																							
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○																																																																							
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		3	2									1				1									1																			1																											
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		3	2									1				1									1																			1																											
3 機能を維持するための確認	台	○		3	2									1				1									1																			1																											
37-3 発動発電機(ディーゼル) 直流電源盤 10kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 (MSE、HSE以外)	台	○		4	3															2		1				1												1																																		
1 性能、機能の確認 (内部抵抗確認)(MSE、HSE)	台	○																																																																								
2 機能を維持するための確認	台	○		4	3															2		1				1												1																																		
37-3 発動発電機(ディーゼル) 直流電源盤 10kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 (MSE、HSE以外)	台	○																																																																								
1 性能、機能の確認 (内部抵抗確認)(MSE、HSE)	台	○		10	6									1	1		1	1		1	1					4										2										1										1																
2 機能を維持するための確認	台	○		10	6									1	1		1	1		1	1					4										2										1										1																
37-4 発動発電機(ディーゼル) 煙道・消音器 10kVA以下																																																																								
1 外観、運転状態の確認	台	○		14	9									1	1		1	1		3	1	1				5										2		1							1										1																
37-5 発動発電機(ディーゼル) 発電機盤・制御盤 10kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 配線用遮断器等	台	○		13	9									1	1		1	1		3	1	1				4										2										1										1																
1 性能、機能の確認 保護継電器等	台	○		13	9									1	1		1	1		3	1	1				4										2										1										1																
2 機能を維持するための確認	台	○		13	9									1	1		1	1		3	1	1				4										2										1										1																
発動発電機(ディーゼル) 50kVA以下																																																																								
37-1 発動発電機(ディーゼル) 原動機 50kVA以下																																																																								
1 概観、運転状態の確認 本体系(ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄ等)	台	○	○	15	1						1																14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																						○	
1 概観、運転状態の確認 本体系(燃料油こし器等)	台	○		15	1						1																14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
2 性能、機能の確認 本体系	台	○	○	15	1						1																14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
2 性能、機能の確認 冷却水系	台	○		15	1						1																14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
2 性能、機能の確認 燃料移送ポンプ	台	○		15	1						1																14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
3 機能を維持するための確認	台	○	○	15	1						1																14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 50kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		1																					1						1																																							
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○																																																																								
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○	1																					1						1																																							
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○	1																					1						1																																							
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		1																					1						1																																							
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		1																					1						1																																							
3 機能を維持するための確認	台	○		1																					1						1																																							
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 50kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		2																					2		1																				1																								
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○		2																					2		1																				1																								
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○																																																																							
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○	2																					2		1																				1																								
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		2																					2		1																				1																								
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		2																					2		1																				1																								
3 機能を維持するための確認	台	○		2																					2		1																				1																								
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 50kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		12	1						1																11							1			1	1		1	1	1	1	1				2		1																							
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○		12	1						1																11							1			1	1		1	1	1	1	1				2		1																							
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○																																																																							
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○																																																																							
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		12	1						1																11							1			1	1		1	1	1	1	1				2		1																							
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		12	1						1																11							1			1	1		1	1	1	1	1				2		1																							
3 機能を維持するための確認	台	○		12	1						1																11							1			1	1		1	1	1	1	1				2		1																							
37-3 発動発電機(ディーゼル) 直流電源盤 50kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 (MSE、HSE以外)	台	○		9	1						1																8						1	1			1	1		1				1				2																								
1 性能、機能の確認 (内部抵抗確認)(MSE、HSE)	台	○																																																																								
2 機能を維持するための確認	台	○		9	1						1																8						1	1			1	1		1				1				2																								
37-3 発動発電機(ディーゼル) 直流電源盤 50kVA以下																																																																								
1 性能、機能の確認 (MSE、HSE以外)	台	○																																																																								
1 性能、機能の確認 (内部抵抗確認)(MSE、HSE)	台	○		6																					6		1												1	1	1						1	1																						
2 機能を維持するための確認	台	○		6																					6		1												1	1	1						1	1																						

点検周期及び保守点検対象装置一覧表

項目	単位	点検周期		合計数量	日々通勤																				滞在																																												技術的所見	備考
		12ヶ月	6ヶ月		数量計(日々通勤)	本部	帯広河川事務所 帯広道路事務所	池田河川事務所	千代田分流堰管理棟	十勝管理ステーション	豊岡無線中継所	帯広排水機場	池田排水機場	西16条情報室(札内川ダム)	西16条監視室(十勝ダム)	猿別水門	十勝中央大橋水位観測所	大正橋光中継所	協心警報所配電線路	帯広尾自動車電気設備	川西IC通信局舎	幸福IC通信局舎	ロードヒーティング(東6条歩道橋)	ロードヒーティング(大通り7丁目~10丁目)	武山樋門	数量計(滞在)	広尾道路事務所	足寄道路事務所	帯広河川事務所十勝ダム管理支所	帯広河川事務所札内川ダム管理支所	浦幌十勝導水路管理所	清水道路管理ステーション	浦幌道路管理ステーション	幌加除雪ステーション	豊似防災ステーション	日勝無線中継所	上士幌無線中継所	西札内無線中継所	大樹無線中継所	中土場無線中継所	月見台無線中継所	温泉山無線中継所	三国無線中継所	霧裏山レーダ雨雪量観測所	流木処理場(札内川ダム)	下牛首別排水機場	育素多排水機場	救急内水茂岩地区基地	新川水門	豊北樋門	オソウシ放流警報所配電線路	岩松放流警報所配電線路	岩松湖放流警報所配電線路	三友CCTV配電線路	忠類道路気象観測所	更別IC通信局舎	忠類IC通信局舎	忠類大樹IC分電盤	狩勝峠電気設備	足寄峠電気設備	日勝峠電気設備・防災設備(トンネル3、覆道1)	浦幌トンネル電気設備・防災設備	直別トンネル・上厚内トンネル電気設備・防災設備	豊似トンネル外電気設備・防災設備(受電点/駐車帯/豊似TN/早ヶ瀬TN)	タニイソトンネル電気設備・防災設備	新宝浜トンネル電気設備・防災設備	三国トンネル電気設備・防災設備(受電点/三又第2/三又第3/松見大橋/三国TN)	糠平トンネル群電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)	釧勝トンネル電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)			
37-4 発動発電機(ディーゼル) 煙道・消音器 50kVA以下																																																																									
1 外観、運転状態の確認	台	○		15	1						1															14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
37-5 発動発電機(ディーゼル) 発電機盤・制御盤 50kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 配線用遮断器等	台	○		15	1						1															14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
1 性能、機能の確認 保護継電器等	台	○		15	1						1															14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
2 機能を維持するための確認	台	○		15	1						1															14		1				1	1			1	1		1	1	1	1	1				2	1	1																							
発動発電機(ディーゼル) 200kVA以下																																																																									
37-1 発動発電機(ディーゼル) 原動機 200kVA以下																																																																									
1 概観、運転状態の確認 本体系(ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄ等)	台	○	○	14	7			1		1		2	2			1										7	1		2		1			1	1									1																											○	
1 概観、運転状態の確認 本体系(燃料油こし器等)	台	○		14	7			1		1		2	2			1										7	1		2		1			1	1									1																												
2 性能、機能の確認 本体系	台	○	○	14	7			1		1		2	2			1										7	1		2		1			1	1									1																												
2 性能、機能の確認 冷却水系	台	○		14	7			1		1		2	2			1										7	1		2		1			1	1									1																												
2 性能、機能の確認 燃料移送ポンプ	台	○		14	7			1		1		2	2			1										7	1		2		1			1	1									1																												
3 機能を維持するための確認	台	○	○	14	7			1		1		2	2			1										7	1		2		1			1	1									1																												
37-1 発動発電機(ディーゼル) 原動機 200kVA以下																																																																									
1 概観、運転状態の確認 本体系(ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄ等)	台	○	○	1																						1																						1																									○	
1 概観、運転状態の確認 本体系(燃料油こし器等)	台	○		1																						1																						1																										
2 性能、機能の確認 本体系	台	○	○	1																						1																						1																										
2 性能、機能の確認 冷却水系	台	○		1																						1																						1																										
2 性能、機能の確認 燃料移送ポンプ	台	○																																																																					
3 機能を維持するための確認	台	○	○	1																						1																						1																										
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 200kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		3	2			1		1																1	1																																											
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○		3	2			1		1																1	1																																											
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○																																																																				
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○	3	2			1		1																1	1																																											
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		3	2			1		1																1	1																																											
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		3	2			1		1																1	1																																											
3 機能を維持するための確認	台	○		3	2			1		1																1	1																																											
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 200kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		2	2								2																																																												
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○																																																																					
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○	2	2								2																																																												
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○																																																																				
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		2	2								2																																																												
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		2	2								2																																																												
3 機能を維持するための確認	台	○		2	2								2																																																												
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 200kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		10	3										2			1										7			2		1			1	1									1				1																								
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○		10	3										2			1										7			2		1			1	1									1				1																								
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○																																																																				
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○																																																																				
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		10	3										2			1										7			2		1			1	1									1				1																								
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		10	3										2			1										7			2		1			1	1									1				1																								
3 機能を維持するための確認	台	○		10	3										2			1										7			2		1			1	1									1				1																								
37-3 発動発電機(ディーゼル) 直流電源盤 200kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 (MSE、HSE以外)	台	○		5	3										2			1										2	1																					1																								
1 性能、機能の確認 (内部抵抗確認)(MSE、HSE)	台	○																																																																					
2 機能を維持するための確認	台	○		5	3										2			1										2	1																					1																								
37-3 発動発電機(ディーゼル) 直流電源盤 200kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 (MSE、HSE以外)	台	○																																																																					
1 性能、機能の確認 (内部抵抗確認)(MSE、HSE)	台	○		10	4			1		1		2														6			2		1			1	1									1																												
2 機能を維持するための確認	台	○		10	4			1		1		2														6			2		1			1	1									1																												
37-4 発動発電機(ディーゼル) 煙道・消音器 200kVA以下																																																																									
1 外観、運転状態の確認	台	○		15	7			1		1		2	2			1										8	1		2		1			1	1									1				1																								
37-5 発動発電機(ディーゼル) 発電機盤・制御盤 200kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 配線用遮断器等	台	○		15	7			1		1		2	2			1										8	1		2		1			1	1									1				1																								
1 性能、機能の確認 保護継電器等	台	○		15	7			1		1		2	2			1										8	1		2		1			1	1									1				1																								
2 機能を維持するための確認	台	○		15	7			1		1		2	2			1										8	1		2		1			1	1									1				1																								
発動発電機(ディーゼル) 500kVA以下																																																																									
37-1 発動発電機(ディーゼル) 原動機 500kVA以下																																																																									
1 概観、運転状態の確認 本体系(ﾌｧﾝﾍﾞﾙﾄ等)	台	○	○	6	2		1		1																	4				2																2																									○	
1 概観、運転状態の確認 本体系(燃料油こし器等)	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
2 性能、機能の確認 本体系	台	○	○	6	2		1		1																	4				2																2																										
2 性能、機能の確認 冷却水系	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
2 性能、機能の確認 燃料移送ポンプ	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
3 機能を維持するための確認	台	○	○	6	2		1		1																	4				2																2																										
37-2 発動発電機(ディーゼル) 発電機 500kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 巻線・鉄心部	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼなし)	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
1 性能、機能の確認 界磁(ﾌﾞﾗｼあり)	台	○	○																																																																				
1 性能、機能の確認 界磁(すべり軸受部)	台	○	○	6	2		1		1																	4				2																2																										
1 性能、機能の確認 界磁(端子)	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
2 絶縁耐力の確認・接地抵抗測定	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
3 機能を維持するための確認	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
37-3 発動発電機(ディーゼル) 直流電源盤 500kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 (MSE、HSE以外)	台	○																																																																					
1 性能、機能の確認 (内部抵抗確認)(MSE、HSE)	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
2 機能を維持するための確認	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
37-4 発動発電機(ディーゼル) 煙道・消音器 500kVA以下																																																																									
1 外観、運転状態の確認	台	○		5	2		1		1																	3				1																2																										
37-5 発動発電機(ディーゼル) 発電機盤・制御盤 500kVA以下																																																																									
1 性能、機能の確認 配線用遮断器等	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
1 性能、機能の確認 保護継電器等	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
2 機能を維持するための確認	台	○		6	2		1		1																	4				2																2																										
38-1 地下タンク設備 タンク容量(kL)																												(10)																																										
1 外観・機能の確認	箇所	○		1																						1			1																																											
2 接地抵抗測定	箇所	○		1																						1			1																																											
3 地下タンク(気相部)微加圧試験	箇所	○		1																						1			1																																											
3 地下埋設配管	箇所	○		1																						1			1																																											
3 聴音漏洩試験	箇所	○		1																						1			1																																											
3 水位試験 (30kL未満)	箇所	○		1																						1			1																																											
38-1 地下タンク設備 タンク容量(kL)																													(25)													(4)																											
1 外観・機能の確認	箇所	○		2																						2				1														1																												
2 接地抵抗測定	箇所	○		2																						2				1														1																												
3 地下タンク(気相部)微加圧試験	箇所	○		2																						2				1														1																												
3 地下埋設配管	箇所	○																																																																					
3 聴音漏洩試験	箇所	○		2																						2				1														1																												
3 水位試験 (30kL未満)	箇所	○		2																						2				1														1																												

別紙1－2(5)

点検周期及び保守点検対象装置一覧表

項目	単位	点検周期 12ヶ月	点検周期 6ヶ月	合計数量	数量計(日々通勤)	日々通勤 本部	帯広河川事務所 帯広道路事務所	池田河川事務所	千代田分流堰管理棟	十勝管理ステーション	豊岡無線中継所	帯広排水機場	池田排水機場	西16条情報室(札内川ダム)	西16条監視室(十勝ダム)	猿別水門	十勝中央大橋水位観測所	大正橋光中継所	協心警報所配電線路	帯広広尾自動車電気設備	川西IC通信局舎	幸福IC通信局舎	ロードヒーティング(東6条歩道橋)	ロードヒーティング(大通り7丁目~10丁目)	武山樋門
13-2 無停電電源装置(MSE形等) 3年毎点検実施年()							(R7)	(R7)																	
1 表示の確認	台	○		5	2		1	1																	
2 環境の確認	台	○		5	2		1	1																	
3 内部の確認	台	○		5	2		1	1																	
4 絶縁抵抗の測定	台	※		5	2		1	1																	
5 設定値の確認	台	※		5	2		1	1																	
6 使用状態の確認(計測表示)	台	※		5	2		1	1																	
6 使用状態の確認(運転時間)	台	※		5	2		1	1																	
7 入出力特性の確認	台	※		5	2		1	1																	
8 蓄電池の確認(外観目視)	台	○		5	2		1	1																	
8 蓄電池の確認(電圧測定)	台	○		5	2		1	1																	
8 蓄電池の確認(内部抵抗測定)	台	○		5	2		1	1																	
8 蓄電池の確認(交換推奨時期)	台	○		5	2		1	1																	
9 動作の確認(正常時)	台	※		5	2		1	1																	
9 動作の確認(出力切換)	台	※		5	2		1	1																	
9 動作の確認(保護動作時)	台	※		5	2		1	1																	
10 機器本体の清掃等	台	○		5	2		1	1																	
11 図書類・予備品等の確認	台	○																							
13-2 無停電電源装置(MSE形等) 3年毎点検実施年()						(R8)			(R8)	(R8)															
1 表示の確認	台	○		6	3	1			1	1															
2 環境の確認	台	○		6	3	1			1	1															
3 内部の確認	台	○		6	3	1			1	1															
4 絶縁抵抗の測定	台	※																							
5 設定値の確認	台	※																							
6 使用状態の確認(計測表示)	台	※																							
6 使用状態の確認(運転時間)	台	※																							
7 入出力特性の確認	台	※																							
8 蓄電池の確認(外観目視)	台	○		6	3	1			1	1															
8 蓄電池の確認(電圧測定)	台	○		6	3	1			1	1															
8 蓄電池の確認(内部抵抗測定)	台	○		6	3	1			1	1															
8 蓄電池の確認(交換推奨時期)	台	○		6	3	1			1	1															
9 動作の確認(正常時)	台	※																							
9 動作の確認(出力切換)	台	※																							
9 動作の確認(保護動作時)	台	※																							
10 機器本体の清掃等	台	○		6	3	1			1	1															
11 図書類・予備品等の確認	台	○																							
13-2 無停電電源装置(MSE形等) 3年毎点検実施年()						(R9)																			
1 表示の確認	台	○		2	1	1																			
2 環境の確認	台	○		2	1	1																			
3 内部の確認	台	○		2	1	1																			
4 絶縁抵抗の測定	台	※																							
5 設定値の確認	台	※																							
6 使用状態の確認(計測表示)	台	※																							
6 使用状態の確認(運転時間)	台	※																							
7 入出力特性の確認	台	※																							
8 蓄電池の確認(外観目視)	台	○		2	1	1																			
8 蓄電池の確認(電圧測定)	台	○		2	1	1																			
8 蓄電池の確認(内部抵抗測定)	台	○		2	1	1																			
8 蓄電池の確認(交換推奨時期)	台	○		2	1	1																			
9 動作の確認(正常時)	台	※																							
9 動作の確認(出力切換)	台	※																							
9 動作の確認(保護動作時)	台	※																							
10 機器本体の清掃等	台	○		2	1	1																			
11 図書類・予備品等の確認	台	○																							
13-3 無停電電源装置(汎用小容量UPS 20kVA以下)																									
1 表示の確認	台	○		4	3										1						1	1			
2 蓄電池の確認	台	○		4	3										1						1	1			
3 ファンの確認	台	○		4	3										1						1	1			
4 機器本体の清掃等	台	○		4	3										1						1	1			
5 図書類、予備品等の確認	台	○																							
23-1 耐雷トランス(低圧用)																									
1 避雷素子の確認	局	○	—	5	1														1						
2 絶縁抵抗の確認	局	○		5	1														1						
3 接続部の確認	局	○		5	1														1						
4 機器本体の清掃等	局	○		5	1														1						
5 図書類の確認	局	○																							
5 予備品等の確認	局	○																							
34-3 監視制御盤類(コントロールセンタ)																									
1 外観・操作機能の確認(母線室等)	面	○		1																					
1 外観・操作機能の確認(配線用遮断器等)	面	○		1																					
2 絶縁耐力の確認	面	○		1																					
3 機能を維持するための確認	面	○		1																					
34-4 監視制御盤類(機側操作盤(標準型))																									
1 外観の状態確認	面	○		2																					
2 絶縁耐力の確認	面	○																							
3 接地抵抗の確認	面	○		2																					
34-5 監視制御盤類(機側操作盤(簡易型))																									
1 外観の状態確認	面	○		3																					
2 絶縁耐力の確認	面	○																							
3 接地抵抗の確認	面	○		3																					
4 機能の確認	面	○		3																					
34-5 監視制御盤類(機側操作盤(簡易型))																									
1 外観の状態確認	面	○		1																					
2 絶縁耐力の確認	面	○																							
3 接地抵抗の確認	面	○																							
4 機能の確認	面	○		1																					
24-3 端末装置(ワークステーション、パーソナルコンピュータ)																									
1 電圧等の確認	台	○																							
2 電池の交換	台	○																							
3 ハードディスクの確認	台	○		3																					
4 動作確認	台	○		3																					
5 接続部の確認	台	○		3																					
6 イベントログの確認	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(筐体内部の点検等)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(ファンの点検等)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(F/Dドライブヘッド清掃)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(ディスプレイ部清掃)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(ディスプレイ両面の清掃)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(キーボードの点検等)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(マウスの点検等)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(異常音等の確認)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(ランプの確認)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(摩耗部分の交換)	台	○		3																					
7 機器本体の清掃等(機器据付確認)	台	○		3																					

項目	数量計(滞在)	滞在 広尾道路事務所	足寄道路事務所	帯広河川事務所 十勝ダム管理支所	帯広河川事務所 札内川ダム管理支所	浦幌十勝導水路管理所	清水道路管理ステーション	浦幌道路管理ステーション	幌加除雪ステーション	豊似防災ステーション	日勝無線中継所	上士幌無線中継所	西札内無線中継所	大樹無線中継所	中土場無線中継所	月見台無線中継所	温泉山無線中継所	三国無線中継所	霧裏山レーダ雨雪量観測所	流木処理場(札内川ダム)	下牛首別排水機場	育素多排水機場	救急内水茂岩地区基地	新川水門	豊北樋門	オソウシ放流警報所配電線路	岩松放流警報所配電線路	岩松湖放流警報所配電線路	三友CCTV配電線路	忠類道路気象観測所	更別IC通信局舎	忠類IC通信局舎	忠類大樹IC分電盤	狩勝峠電気設備	足寄峠電気設備	日勝峠電気設備・防災設備(トンネル3、覆道1)	浦幌トンネル電気設備・防災設備	直別トンネル・上厚内トンネル電気設備・防災設備	豊似トンネル外電気設備・防災設備(受電点/駐車帯/豊似TN/早ヶ瀬TN)	タニイソトンネル電気設備・防災設備	新宝浜トンネル電気設備・防災設備	三国トンネル電気設備・防災設備(受電点/三又第2/三又第3/松見大橋/三国TN)	糠平トンネル群電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)	釧勝トンネル電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)		技術的所見	備考
13-2 無停電電源装置(MSE形等) 3年毎点検実施年()		(R7)		(R7)	(R7)																																										
1 表示の確認	3	1		1	1																																									○	
2 環境の確認	3	1		1	1																																										
3 内部の確認	3	1		1	1																																										
4 絶縁抵抗の測定	3	1		1	1																																										※3年毎(R7)
5 設定値の確認	3	1		1	1																																										※3年毎(R7)
6 使用状態の確認(計測表示)	3	1		1	1																																										※3年毎(R7)
6 使用状態の確認(運転時間)	3	1		1	1																																										※3年毎(R7)
7 入出力特性の確認	3	1		1	1																																										※3年毎(R7)
8 蓄電池の確認(外観目視)	3	1		1	1																																										
8 蓄電池の確認(電圧測定)	3	1		1	1																																										
8 蓄電池の確認(内部抵抗測定)	3	1		1	1																																										
8 蓄電池の確認(交換推奨時期)	3	1		1	1																																										
9 動作の確認(正常時)	3	1		1	1																																										※3年毎(R7)
9 動作の確認(出力切換)	3	1		1	1																																										※3年毎(R7)
9 動作の確認(保護動作時)	3	1		1	1																																										※3年毎(R7)
10 機器本体の清掃等	3	1		1	1																																										
11 図書類・予備品等の確認																																															
13-2 無停電電源装置(MSE形等) 3年毎点検実施年()			(R8)			(R8)																	(R8)																								
1 表示の確認	3		1			1																	1																							○	
2 環境の確認	3		1			1																	1																								
3 内部の確認	3		1			1																	1																								
4 絶縁抵抗の測定																																															※3年毎(R8)
5 設定値の確認																																															※3年毎(R8)
6 使用状態の確認(計測表示)																																															※3年毎(R8)
6 使用状態の確認(運転時間)																																															※3年毎(R8)
7 入出力特性の確認																																															※3年毎(R8)
8 蓄電池の確認(外観目視)	3		1			1																	1																								
8 蓄電池の確認(電圧測定)	3		1			1																	1																								
8 蓄電池の確認(内部抵抗測定)	3		1			1																	1																								
8 蓄電池の確認(交換推奨時期)	3		1			1																	1																								
9 動作の確認(正常時)																																															※3年毎(R8)
9 動作の確認(出力切換)																																															※3年毎(R8)
9 動作の確認(保護動作時)																																															※3年毎(R8)
10 機器本体の清掃等	3		1			1																	1																								
11 図書類・予備品等の確認																																															
13-2 無停電電源装置(MSE形等) 3年毎点検実施年()																			(R9)																												
1 表示の確認	1																		1																											○	
2 環境の確認	1																		1																												
3 内部の確認	1																		1																												
4 絶縁抵抗の測定																																															※3年毎(R9)
5 設定値の確認																																															※3年毎(R9)
6 使用状態の確認(計測表示)																																															※3年毎(R9)
6 使用状態の確認(運転時間)																																															※3年毎(R9)
7 入出力特性の確認																																															※3年毎(R9)
8 蓄電池の確認(外観目視)	1																		1																												
8 蓄電池の確認(電圧測定)	1																		1																												
8 蓄電池の確認(内部抵抗測定)	1																		1																												
8 蓄電池の確認(交換推奨時期)	1																		1																												
9 動作の確認(正常時)																																															※3年毎(R9)
9 動作の確認(出力切換)																																															※3年毎(R9)
9 動作の確認(保護動作時)																																															※3年毎(R9)
10 機器本体の清掃等	1																		1																												
11 図書類・予備品等の確認																																															
13-3 無停電電源装置(汎用小容量UPS 20kVA以下)																																															
1 表示の確認	1																			1																										○	
2 蓄電池の確認	1																			1																											
3 ファンの確認	1																			1																											
4 機器本体の清掃等	1																			1																											
5 図書類、予備品等の確認																																															
23-1 耐雷トランス(低圧用)																																															
1 避雷素子の確認	4														1											1	1	1																			
2 絶縁抵抗の確認	4														1											1	1	1																			
3 接続部の確認	4														1											1	1	1																			
4 機器本体の清掃等	4														1											1	1	1																			
5 図書類の確認																																															
5 予備品等の確認																																															
34-3 監視制御盤類(コントロールセンタ)																																															
1 外観・操作機能の確認(母線室等)	1				1																																										
1 外観・操作機能の確認(配線用遮断器等)	1				1																																										
2 絶縁耐力の確認	1				1																																										
3 機能を維持するための確認	1				1																																										
34-4 監視制御盤類(機側操作盤(標準型))																																															
1 外観の状態確認	2			1	1																																										
2 絶縁耐力の確認																																															
3 接地抵抗の確認	2			1	1																																										
34-5 監視制御盤類(機側操作盤(簡易型))																																															
1 外観の状態確認	3				3																																										
2 絶縁耐力の確認																																															
3 接地抵抗の確認	3				3																																										
4 機能の確認	3				3																																										
34-5 監視制御盤類(機側操作盤(簡易型))																																															
1 外観の状態確認	1				1																																										
2 絶縁耐力の確認																																															
3 接地抵抗の確認																																															
4 機能の確認	1				1																																										
24-3 端末装置(ワークステーション、パーソナルコンピュータ)																																															
1 電圧等の確認																																															
2 電池の交換																																															
3 ハードディスクの確認	3			2	1																																										
4 動作確認	3			2	1																																										
5 接続部の確認	3			2	1																																										
6 イベントログの確認	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(筐体内部の点検等)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(ファンの点検等)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(F/Dドライブヘッド清掃)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(ディスプレイ部清掃)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(ディスプレイ両面の清掃)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(キーボードの点検等)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(マウスの点検等)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(異常音等の確認)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(ランプの確認)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(摩耗部分の交換)	3			2	1																																										
7 機器本体の清掃等(機器据付確認)	3			2	1																																										

別紙1－2(6)

点検周期及び保守点検対象装置一覧表

項目	単位	点検周期		合計数量	日々通勤																							滞在																																													技術的所見	備考
		12ヶ月	6ヶ月		数量計(日々通勤)	本部	帯広河川事務所 帯広道路事務所	池田河川事務所	千代田分流堰管理棟	十勝管理ステーション	豊岡無線中継所	帯広排水機場	池田排水機場	西16条情報室(札内川ダム)	西16条監視室(十勝ダム)	猿別水門	十勝中央大橋水位観測所	大正橋光中継所	協心警報所配電線路	帯広広尾自動車電気設備	川西IC通信局舎	幸福IC通信局舎	ロードヒーティング(東6条歩道橋)	ロードヒーティング(大通り7丁目～10丁目)	武山樋門			数量計(滞在)	広尾道路事務所	足寄道路事務所	帯広河川事務所 十勝ダム管理支所	帯広河川事務所 札内川ダム管理支所	浦幌十勝導水路管理所	清水道路管理ステーション	浦幌道路管理ステーション	幌加除雪ステーション	豊似防災ステーション	日勝無線中継所	上士幌無線中継所	西札内無線中継所	大樹無線中継所	中士場無線中継所	月見台無線中継所	温泉山無線中継所	三国無線中継所	霧裏山レーダ雨雪量観測所	流木処理場(札内川ダム)	下牛首別排水機場	育素多排水機場	救急内水茂岩地区基地	新川水門	豊北樋門	オソウシ放流警報所配電線路	岩松放流警報所配電線路	岩松湖放流警報所配電線路	三友CCTV配電線路	忠類道路気象観測所	更別IC通信局舎	忠類IC通信局舎	忠類大樹IC分電盤	狩勝峠電気設備	足寄峠電気設備	日勝峠電気設備・防災設備(トンネル3、覆道1)	浦幌トンネル電気設備・防災設備	直別トンネル・上厚内トンネル電気設備・防災設備	豊似トンネル外電気設備・防災設備(受電点/駐車帯/豊似TN/早ヶ瀬TN)	タニイソトンネル電気設備・防災設備	新宝浜トンネル電気設備・防災設備	三国トンネル電気設備・防災設備(受電点/三又第2/三又第3/松見大橋/三国TN)	糠平トンネル群電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)	釧勝トンネル電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)			
24-3 端末装置(ワークステーション、パーソナルコンピュータ)																																																																									
1 電圧等の確認	台	○																																																																								
2 電池の交換	台	○																																																																								
3 ハードディスクの確認	台	○		1																								1				1																																										
4 動作確認	台	○		1																								1				1																																										
5 接続部の確認	台	○		1																								1				1																																										
6 イベントログの確認	台	○		1																								1				1																																										
7 機器本体の清掃等(筐体内部の点検等)	台	○		1																								1				1																																										
7 機器本体の清掃等(ファンの点検等)	台	○																																																																									
7 機器本体の清掃等(F/Dドライブヘッド清掃)	台	○																																																																									
7 機器本体の清掃等(ディスプレイ部清掃)	台	○																																																																									
7 機器本体の清掃等(ディスプレイ画面の清掃)	台	○																																																																									
7 機器本体の清掃等(キーボードの点検等)	台	○																																																																									
7 機器本体の清掃等(マウスの点検等)	台	○																																																																									
7 機器本体の清掃等(異常音等の確認)	台	○		1																								1				1																																										
7 機器本体の清掃等(ランプの確認)	台	○		1																								1				1																																										
7 機器本体の清掃等(摩耗部分の交換)	台	○		1																								1				1																																										
7 機器本体の清掃等(機器据付確認)	台	○		1																								1				1																																										
24-4 端末装置(LAN〔ブリッジ・ルータ〕)																																																																										
1 電池の交換	台	○																																																																									
2 接続部の確認	台	○		1																								1				1																																										
3 機器本体の清掃等	台	○		1																								1				1																																										
道路照明																																																																											
道路照明器具 12ヶ月 1台目	台	○		13																								13			1																														1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1			
道路照明器具 12ヶ月 2台目以降	台	○		267																								267			16																															1	89	1	6	71	2	6	56	15	4			
トンネル照明																																																																											
トンネル照明器具 12ヶ月 1台目	台	○		29																								29			6																														1		5	1	2	2	1	1	1	8	1			
トンネル照明器具 12ヶ月 2台目以降	台	○		1806																								1806			122																														42		244	81	206	149	136	191	127	432	76			
19-1 道路トンネル非常用装置(主制御装置)																																																														A	B	B	C	D	E	C	D	F			A 3
1 表示部の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1		○	B 2
2 電源電圧等の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			C 3
3 送受信信号出力の確認	台	○	○		—																							—																																									2	1	1	1	1	1			D 2
4 蓄電池の確認(電圧確認)	台	○	○		—																							—																																							1	1	2	1	1	1	1	1			E 1
4 蓄電池の確認(液面確認)	台	○	○		—																							—																																															1			F 1
4 蓄電池の確認(比重・液温確認)	台	○	○		—																							—																																															1			
4 蓄電池の確認(内部インピーダンス確認)	台	○	○		—																							—																																							1	1	2	1		1	1				
5 動作の確認(機側操作)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
5 動作の確認(遠方監視制御1)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
5 動作の確認(遠方監視制御2)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
5 動作の確認(調光動作)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
5 動作の確認(解除動作)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
5 動作の確認(故障表示動作)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
5 動作の確認(雷サージ保護機能)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
5 動作の確認(インバータ電圧)	台	○	○		—																							—																																							1	1	2	1		1	1	1			
5 動作の確認(通話試験)	台	○	○		—																							—																																						3			2	1	1	1	1	1			
6 接続部の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
7 絶縁抵抗の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
8 接地抵抗の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
9 据付状態の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
10 機器本体の清掃等	台	○	○		—																							—																																						3	1	1	2	1	1	1	1	1			
19-2 道路トンネル非常用装置(副制御装置)																																																														A	B	B		B	C		B	D			A 3
1 表示部の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1		○	B 4
2 電源電圧等の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			C 1
3 蓄電池の確認(電圧確認)	台	○	○		—																							—																																							1	1		1	1		1	1			D 1
3 蓄電池の確認(液面確認)	台	○	○		—																							—																																															1			
3 蓄電池の確認(比重・液温確認)	台	○	○		—																							—																																															1			
3 蓄電池の確認(内部インピーダンス確認)	台	○	○		—																							—																																							1	1		1			1				
4 動作の確認(機側操作)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
4 動作の確認(遠方監視制御1)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
4 動作の確認(遠方監視制御2)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
4 動作の確認(調光動作)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
4 動作の確認(解除動作)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
4 動作の確認(故障表示動作)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
4 動作の確認(雷サージ保護機能)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
4 動作の確認(インバータ電圧)	台	○	○		—																							—																																							1	1		1	1		1	1			
4 動作の確認(通話試験)	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
5 接続部の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
6 絶縁抵抗の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
7 接地抵抗の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
8 据付状態の確認	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
9 機器本体の清掃等	台	○	○		—																							—																																						3	1	1		1	1		1	1			
19-3 道路トンネル非常用装置(受信制御装置)																																																																										
1 表示部の確認	台	○	○	1	1		1																																																																				○	
2 電源電圧等の確認	台	○	○	1	1		1																																																																					
3 送受信信号出力の確認	台	○	○																																																																								
4 対モニタ盤	台	○	○																																																																								
5 蓄電池の確認(電圧確認)	台	○	○	1	1		1																																																																					
5 蓄電池の確認(液面確認)	台	○	○																																																																									
5 蓄電池の確認(比重・液温確認)	台	○	○																																																																									
5 蓄電池の確認(内部インピーダンス確認)	台	○	○	1	1		1																																																																					
6 動作の確認(表示制御)	台	○	○	1	1		1																																																																					
6 動作の確認(故障表示動作)	台	○	○	1	1		1																																																																					
6 動作の確認(通話試験)	台	○	○	1	1		1																																																																					
6 動作の確認(転送機能)	台	○	○	1	1		1																																																																				
7 接続部の確認	台	○	○	1	1		1																																																																					
8 据付状態の確認	台	○	○	1	1		1																																																																					
9 機器本体の清掃等	台	○	○	1	1		1																																																																					
10 図書類・予備品等の確認	台	○	○																																																																									
19-3 道路トンネル非常用装置(受信制御装置)																																																																										
1 表示部の確認	台	○	○	2																								2	1	1																																											○	
2 電源電圧等の確認	台	○	○	2																								2	1	1																																												
3 送受信信号出力の確認	台	○	○	2																								2	1	1																																												
4 対モニタ盤	台	○	○																																																																									
5 蓄電池の確認(電圧確認)	台	○	○	2																								2	1	1																																												
5 蓄電池の確認(液面確認)	台	○	○																																																																									
5 蓄電池の確認(比重・液温確認)	台	○	○																																																																									
5 蓄電池の確認(内部インピーダンス確認)	台	○	○																																																																									
6 動作の確認(表示制御)	台	○	○	2																								2	1	1																																												
6 動作の確認(故障表示動作)	台	○	○	2																								2	1	1																																												
6 動作の確認(通話試験)	台	○	○	2																								2	1	1																																												
6 動作の確認(転送機能)	台	○	○																																																																										
7 接続部の確認	台	○	○	2																								2	1	1																																												
8 据付状態の確認	台	○	○	2																								2	1	1																																												
9 機器本体の清掃等	台	○	○	2																								2	1	1																																												
10 図書類・予備品等の確認	台	○	○																																																																									

別紙1－2(7)

点検周期及び保守点検対象装置一覧表

項目	単位	点検周期		合計数量	数量計(日々通勤)	日々通勤																				数量計(滞在)	滞在																																											技術的所見	備考
		12ヶ月	6ヶ月			本部	帯広河川事務所 帯広道路事務所	池田河川事務所	千代田分流堰管理棟	十勝管理ステーション	豊岡無線中継所	帯広排水機場	池田排水機場	西16条情報室(札内川ダム)	西16条監視室(十勝ダム)	猿別水門	十勝中央大橋水位観測所	大正橋光中継所	協心警報所配電線路	帯広広尾自動車電気設備	川西IC通信局舎	幸福IC通信局舎	ロードヒーティング(東6条歩道橋)	ロードヒーティング(大通り7丁目～10丁目)	武山樋門		広尾道路事務所	足寄道路事務所	帯広河川事務所十勝ダム管理支所	帯広河川事務所札内川ダム管理支所	浦幌十勝導水路管理所	清水道路管理ステーション	浦幌道路管理ステーション	幌加除雪ステーション	豊似防災ステーション	日勝無線中継所	上士幌無線中継所	西札内無線中継所	大樹無線中継所	中土場無線中継所	月見台無線中継所	温泉山無線中継所	三国無線中継所	霧裏山レーダ雨雪量観測所	流木処理場(札内川ダム)	下牛首別排水機場	育素多排水機場	救急内水茂岩地区基地	新川水門	豊北樋門	オソウシ放流警報所配電線路	岩松放流警報所配電線路	岩松湖放流警報所配電線路	三友CCTV配電線路	忠類道路気象観測所	更別IC通信局舎	忠類IC通信局舎	忠類大樹IC分電盤	狩勝峠電気設備	足寄峠電気設備	日勝峠電気設備・防災設備(トンネル3、覆道1)	浦幌トンネル電気設備・防災設備	直別トンネル・上厚内トンネル電気設備・防災設備	豊似トンネル外電気設備・防災設備(受電点/駐車帯/豊似TN/早ヶ瀬TN)	タニイソトンネル電気設備・防災設備	新宝浜トンネル電気設備・防災設備	三国トンネル電気設備・防災設備(受電点/三又第2/三又第3/松見大橋/三国TN)	糠平トンネル群電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)	釧勝トンネル電気設備・防災設備(トンネル7、覆道1)			
19-4 道路トンネル非常用装置(警報表示板、補助警報表示板)																																																																						
1 表示部の確認	面	○	○	25																						25																																5	2	2	4	2	2	4	2	2		○	
2 電源電圧等の確認	面	○	○	25																						25																														5	2	2	4	2	2	4	2	2			
3 見え方の確認	面	○	○	25																						25																														5	2	2	4	2	2	4	2	2			
4 動作の確認(機側操作)	面	○	○	25																						25																														5	2	2	4	2	2	4	2	2			
5 接続部の確認	面	○	○	25																						25																														5	2	2	4	2	2	4	2	2			
6 据付状態の確認	面	○	○	25																						25																														5	2	2	4	2	2	4	2	2			
7 表示部の汚損状態確認	面	○	○	25																						25																														5	2	2	4	2	2	4	2	2			
8 機器本体の清掃等	面	○	○	25																						25																														5	2	2	4	2	2	4	2	2			
19-5 道路トンネル非常用装置(モニタ盤)							※																																																																※帯道(広尾事務所系)
1 表示部の確認	面	○	○	2	1		1																			1	1																																													○	
2 電源電圧等の確認	面	○	○	2	1		1																			1	1																																														
3 受信電流の確認	面	○	○	2	1		1																			1	1																																														
4 蓄電池の確認	面	○	○	2	1		1																			1	1																																														
5 動作の確認(警報表示動作)	面	○	○	2	1		1																			1	1																																														
5 動作の確認(停電動作)	面	○	○	2	1		1																			1	1																																														
6 接続部の確認	面	○	○	2	1		1																			1	1																																														
7 据付状態の確認	面	○	○	2	1		1																			1	1																																														
8 機器本体の清掃等	面	○	○	2	1		1																			1	1																																														
19-6 道路トンネル非常用装置(監視盤)																																																																								
1 表示部の確認	面	○	○	2																						2	1	1																																												○	
2 電源電圧等の確認	面	○	○	2																						2	1	1																																													
3 接続部の確認	面	○	○	2																						2	1	1																																													
4 据付状態の確認	面	○	○	2																						2	1	1																																													
5 機器本体の清掃等	面	○	○	2																						2	1	1																																													
19-7 押ボタン式通報装置																																																																								
1 表示灯の確認	台	○	○	145																						145																															7	7		40	50	29		12			
2 電源電圧等の確認	台	○	○	145																						145																															7	7		40	50	29		12			
3 絶縁抵抗の確認(回路ごと確認)	台	○	○	145																						145																															7	7		40	50	29		12			
4 フレキシガラスの破損等の確認	台	○	○	145																						145																															7	7		40	50	29		12			
5 消火器の確認	台	○	○	145																						145																															7	7		40	50	29		12			
6 接続部の確認	台	○	○	145																						145																															7	7		40	50	29		12			
7 据付状態の確認	台	○	○	145																						145																															7	7		40	50	29		12			
8 機器本体の清掃等	台	○	○	145																						145																															7	7		40	50	29		12			
19-7 押ボタン式通報装置																																																																							
1 表示灯の確認	台	○	○	79																						79																														26			24				29				
2 電源電圧等の確認	台	○	○	79																						79																														26			24				29				
3 絶縁抵抗の確認(回路ごと確認)	台	○	○	79																						79																														26			24				29				
4 フレキシガラスの破損等の確認	台	○	○	79																						79																														26			24				29				
5 消火器の確認	台	○	○																																																																						
6 接続部の確認	台	○	○	79																						79																														26			24				29				
7 据付状態の確認	台	○	○	79																						79																														26			24				29				
8 機器本体の清掃等	台	○	○	79																						79																														26			24				29				
19-8 非常電話機																																																																								
1 表示灯の確認	台	○	○	94																						94																														9	1	1	13	20	26	14	7	3			
2 据付状態の確認	台	○	○	94																						94																														9	1	1	13	20	26	14	7	3			
3 機器本体の清掃等	台	○	○	94																						94																														9	1	1	13	20	26	14	7	3			
4 通話試験	台	○	○	94																						94																														9	1	1	13	20	26	14	7	3			
16-3-1 自動電話交換設備																																																																								
VoIP交換装置(IP電話交換装置)																																																																								非常電話機用交換機
電圧等の確認	局	○																																																																							
内線電話機端末の確認	局	○																																																																							
配線盤の確認	局	○		3																						3																														2						1					
保守機能確認	局	○																																																																							
世代管理(局データ管理)	局	○																																																																							
事務所認証サーバの動作確認	局	○																																																																							
事務所ローカルバックアップ装置の動作確認	局	○																																																																							
接続部の確認	局	○		3																						3																														2						1					
機器本体の清掃等(機器清掃)	局	○		3																						3																														2						1					
機器本体の清掃等(ファン、フィルタ清掃)	局	○		3																						3																														2						1					
機器本体の清掃等(機器据付確認)	局	○		3																						3																														2						1					
図書類・予備品等の確認	局	○																																																																							
4-5 IPネットワーク個別点検																																																																								
(波長多重伝送装置(WDM)、ディジタル端局装置(RPR)、L3－SW)																																																																								
表示の確認	台	○		1																						1						1																																									
警報履歴の収集確認	台	○		1																						1						1																																									
IPパケット疎通の確認	台	○		1																						1						1																																									
【現用系】遅延時間の確認	台	○		1																						1						1																																									
【現用系】パケット抜けの確認	台	○		1																						1						1																																									
【現用系】ルーティング経路確認	台	○		1																						1						1																																									
【迂回系】遅延時間の確認	台	○																																																																							
【迂回系】パケット抜けの確認	台	○																																																																							
【迂回系】ルーティング経路確認	台	○																																																																						
接続部の確認	台	○		1																						1						1																																									
機器本体の清掃	台	○		1																						1						1																																									
図書類・予備品等の確認	台	○																																																																							
構成確認(物理構成管理)	台	○																																																																							
構成確認(IPアドレス管理)	台	○																																																																							
構成確認(論理構成管理)	台	○																																																																							
24-4 端末装置(LAN(ブリッジ・ルータ))																																																																								
電池の交換	台	○																																																																							
接続部の確認	台	○		4																						4							1																												2						1					
機器本体の清掃等(機器清掃)	台	○		4																						4							1																												2						1					
機器本体の清掃等(ファン、フィルタ清掃)	台	○																																																																							
機器本体の清掃等(機器据付確認)	台	○		4																						4							1																												2						1					
19-9 誘導表示板																																																																									
1 表示灯の確認(内照式のみ)	台	○	○																																																																						
2 絶縁抵抗の確認	台	○	○																																																																						
3 接続部の確認	台	○	○																																																																						
4 据付状態の確認	台	○	○	762																						762																														81	12	12	89	163	195	104	60	46			
5 機器本体の清掃等	台	○	○	762																						762																														81	12	12	89	163	195	104	60	46			
41-1 環境点検(観測所局舎・中継所局舎等)																																																																									
観測所・中継所の別													中継			中継					中継	中継																										中継		中継													中継	中継	中継	中継		中継					
1 局舎屋外における外観確認	局	○																																																																							
2 局舎屋内における外観確認(耐震対策・雨漏り等)	局	○		11	4								1			1					1	1				7																					1		1													1	1	1	1		1					
2 局舎屋内における外観確認(免許状掲示・増設負荷への配線等)	局	○																																																																							
3 局舎内外の清掃(排水溝・ルーフドレイン)	局	○		11	4								1			1					1	1				7																					1		1													1	1	1	1		1					
3 局舎内外の清掃(局舎内外整理整頓)	局	○		11	4								1			1					1	1				7																					1		1													1	1	1	1		1					
41-2 環境点検(受変電設備建屋)																																																																								
1 建屋屋外における外観確認	局	○																																																																							
2 建屋屋内における外観確認	局	○		8	2				1			1														6					1			1	1											1																		1		1					
3 建屋内の清掃	局	○		8	2				1			1														6					1			1	1											1																		1		1					

交通誘導警備員の有資格者資格要件について

本保守点検における交通誘導警備員の配置にあたっては、警備業法に基づき、下記１及び２によるものとする。

なお、公安委員会認定路線において警備業法上での交通誘導に関する疑義については、北海道警察ホームページ又は北海道警察本部生活安全企画課許可・指導係（以下、「道警」という。）に確認すること。

1　公安委員会が認定する路線で交通誘導を行う場合の交通誘導警備員について

（1）　本保守点検は公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る保守点検場所であるため、交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、専門的な知識・技能を有する下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は２級検定合格者を配置すること。

	資格	資格要件	確認資格
①	交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格警備員	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行った専門的な知識・技能を有する者	交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格証明書の写し

（2）　交通誘導員の配置にあたっては、監督職員と協議の上、現場条件を十分検討し、交通誘導警備業務を行う現場ごとに、１人以上の検定合格者を配置すること。

但し、検定合格者の配置人数にあたっては、「道警」に確認の上、適正な交通安全計画を提出すること。

（3）　受注者は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する等、交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を履行計画書に添付するものとする。

２　１以外での交通誘導員について

（１）　本保守点検は現道に係る保守点検場所であるため、交通誘導警備員は原則として警備業法に定める警備員であって、専門的な知識・技能を有する下表①に示す交通誘導警備検定合格者１級又は２級を配置することとする。

なお、交通誘導警備検定合格者の配置が困難な場合は、下表②～③に示す資格要件のいずれかを満足する者を配置することとする。

	資　　格	資　　格　　要　　件	確　　認　　資　　格
①	交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格警備員	公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し、専門的な知識・技能を有する者	交通誘導警備業務に係る１級又は２級検定合格証明書の写し
②	警備員指導教育責任者（２号）	公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習（２号）の試験に合格し、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者	警備員指導教育責任者資格者証（２号）の写し
③	交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者	警備員名簿及び警備員手帳（身分証明書）の写し

（２）　交通誘導警備員の配置にあたっては、監督職員と協議の上、現場条件を十分検討し必要な人数を適正に配置すること。

ただし、市街地又はＤＩＤ地区においては、最低１人以上の検定合格者を配置することとするが、配置が困難な場合は監督職員と協議の上、適正な交通安全計画を提出すること。

（３）　受注者は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する等、交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を施工計画書に添付するものとする。

保　守　点　検　関　係　　履　行　体　系　図

発注者名	
件　名	
履行期間	～
受注者名	
管理技術者名	
保守責任者名 （指定する場合）	
携帯電話番号	
備考	

※ここに示すのは一例である。

【再委託】

作業内容	
会社名	
責任者名	
携帯電話番号	
備考	

作業内容	
会社名	
責任者名	
携帯電話番号	
備考	

作業内容	
会社名	
責任者名	
携帯電話番号	
備考	

作業内容	
会社名	
責任者名	
携帯電話番号	
備考	

【再々委託】

作業内容	
会社名	
責任者名	
携帯電話番号	
備考	

作業内容	
会社名	
責任者名	
携帯電話番号	
備考	

作業内容	
会社名	
責任者名	
携帯電話番号	
備考	

作業内容	
会社名	
責任者名	
携帯電話番号	
備考	

【別紙様式例】

別紙１－５

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

１　情報取扱者名簿　　※情報取扱者は本保守点検の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者（※１）	A					
情報取扱管理者（※２）	B					
	C					
点検従事者（※３）	D					
	E					
再委託先	F					

（※１）本保守点検における情報取扱のすべてに責任を有する者。

（※２）本保守点検の進捗状況などの管理を行う者で、本点検で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本保守点検で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

２　情報管理体制図

（例）

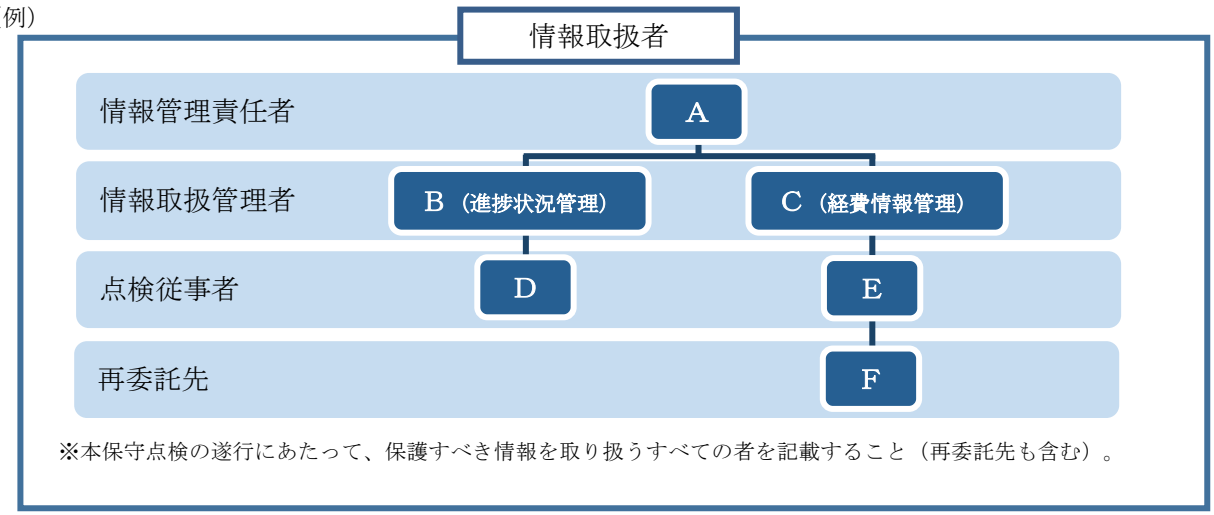

３　その他

（１）　別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。

（２）　情報管理規則等の内規を別途添付すること。

なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。

（３）　必要に応じ、本別紙８記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

別紙－２．各申請書類の様式例

（様式１）※紙入札で参加の場合のみ提出のこと

紙 入 札 方 式 参 加 願

件　　名

帯広開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和　　年　　月　　日

資格審査登録番号（資格審査結果通知書の業者コード）

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

（連絡先）

電話番号

メールアドレス

入札者

住所

企業名称

氏名　　印

支出負担行為担当官
帯広開発建設部長　　殿

※１．入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

※２．電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の３桁の数字を記載する。

<u>※押印を省略する場合は以下記入</u>

本件責任者

（部署名・氏名）

（電話番号）

担当者

（部署名・氏名）

（電話番号）

（様式2）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
帯広開発建設部長　　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

令和○年○月○日付けで入札公告がありました下記件名に係る競争に参加する資格確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1　件　名　　帯広開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検

2　入札公告2(2)に定める北海道地域の競争参加資格を有する者であることを証明する書類（資格審査結果通知書の写し）

3　入札公告2(7)を証明する書類

※紙入札方式で押印を省略する場合は以下記入（電子入札方式の場合は押印を省略でき、以下も記入不要）

本件責任者
（部署名・氏名）
（電話番号）
担当者
（部署名・氏名）
（電話番号）

（様式３）※紙入札で参加する場合及び電子入札で参加し紙契約を希望する場合のみ提出のこと

紙 契 約 方 式 手 続 願

件　　名

帯広開発建設部管内　自家用電気工作物保守点検

上記の案件について落札者となった場合、電子調達システムを利用しての契約ができないため紙契約方式での手続をいたします。

令和　　年　　月　　日

入札者
住所
企業名称
氏名　　印

支出負担行為担当官
帯広開発建設部長　　殿

※入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

<u>※押印を省略する場合は以下記入</u>

本件責任者
（部署名・氏名）
（電話番号）

担当者
（部署名・氏名）
（電話番号）

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費　（単位：千円）

			令和5年度	令和6年度	令和7年度
	委託費等	直接費	61,318	58,959	70,908
		諸経費	23,912	23,828	26,180
		修理費	6,370	8,383	9,422
計(a)			91,600	91,170	106,510

※必要に応じて項目を追加

（注記事項：委託費の内訳は下記のとおり）

2. 委託費の内容　*（単位：千円）*

令和5年度		*令和6年度*		*令和7年度*		*備考*
直接費	*61,318*	*直接費*	*58,959*	*直接費*	*70,908*	
労務費	*40,422*	*労務費*	*38,359*	*労務費*	*47,621*	
直接経費	*17,186*	*直接経費*	*16,905*	*直接経費*	*19,192*	
技術管理費	*3,710*	*技術管理費*	*3,695*	*技術管理費*	*4,095*	
諸経費	*23,912*	*諸経費*	*23,828*	*諸経費*	*26,180*	
諸経費	*23,912*	*諸経費*	*23,828*	*諸経費*	*26,180*	
修理費	*6,370*	*修理費*	*8,383*	*修理費*	*9,422*	
修理費	*6,370*	*修理費*	*8,383*	*修理費*	*9,422*	
計	*91,600*		*91,170*		*106,510*	

２ 従来の実施に要した人員

	５年度	６年度	７年度
管理技術者	*1人*	*1人*	*1人*
保守員（点検技術員）	*4人*	*4人*	*4人*
高所作業車(11～12m×200kg)	*61時間／年*	*61時間／年*	*65時間／年*
高所作業車(13.2m×1,000kg)	*148時間／年*	*148時間／年*	*127時間／年*

（業務従事者に求められる知識・経験等）

※実施要項に示されている資格者等の情報を記載

（1）平成24年度以降に、下記に示す設備に係る保守又は点検業務等において、民間事業者として業務を完了（令和9年3月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績（再委託の実績を含む）を証明したものであること。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」の施工実績、製造実績をもって代えることが出来る。

対象設備は次のア～エのいずれか1つの設備とする。

ア 受変電設備
イ 発電設備
ウ 配電設備
エ 無停電電源設備

（2）業務の配置予定管理技術者は申請書及び資料等の提出期限の時点で次のアの条件及び契約締結時点でイの条件を満たすこと。

なお、複数の候補技術者を記載し落札後に確定することができる。

ア 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、第一種電気工事士のいずれかの資格を有している者

イ 監督職員の指示を受けた際、6時間以内に帯広開発建設部本部及び各事務所（帯広河川事務所十勝ダム管理支所、帯広河川事務所札内川ダム管理支所及び千代田分流堰管理棟を含む）に派遣出来る場所を主たる勤務先としていること

（3）再委託の内容

・高圧設備、電源設備、低圧設備、発動発電設備、無停電電源設備、マンホール・ハンドホール設備他の点検補助
・交通誘導業務（一般国道、トンネル・高規格自動車道の工事車輌、一般車両、歩行者等の通行誘導）
・地下タンク設備、埋設配管漏洩検査、消防設備等他の点検補助
・受変電設備、高圧設備他の点検補助（高圧受電機器の測定試験作業）
・発動発電設備、無停電電源設備、低圧設備他の点検補助
・受電設備、低圧設備、トンネル照明設備、マンホール・ハンドホール設備他の点検補助（写真撮影、点検作業）
・トンネル防災設備他の点検補助（非常電話機・押ボタン式通報装置、誘導表示板、警報表示板）
・マンホール・ハンドホール設備他の点検補助（清掃作業）
・交通誘導業務（一般国道、トンネル・高規格自動車道の工事車輌、一般車両、歩行者等の通行誘導）

（業務の繁閑の状況とその対応）

業務の繁閑状況については、現地作業の業務繁忙期は5月～8月（12ヶ月点検）、11月～1月（6ヶ月点検）となっており。書類とりまとめ等の内業作業は9月、2月が業務繁忙期となっている。

（注記事項）

表に記載の、高所作業車(11～12m×200kg)、高所作業車(13.2m×1,000kg)については、「道路トンネル照明設備」、「道路照明設備」の保守点検履行時の使用を想定している。

3 従来の実施に要した施設及び設備

施設概要
施設名 ：帯広開発建設部管内 自家用電気工作物
所在地 ：帯広開発建設部管内（帯広市、音更町、上士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、浦幌町）
高圧受変電設備 22箇所
発動発電設備 41箇所
無停電電源設備 16箇所
トンネル照明設備 22箇所
ロードヒーティング 19箇所
トンネル非常警報設備 19箇所

（注記事項）

4 従来の実施における目的の達成の程度(例)

	5年度		6年度		7年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
点検実施実績（回数）						
高圧受変電設備	22	22	22	22	22	22
発動発電設備	44	44	41	41	41	41
無停電電源設備	16	16	16	16	16	16
トンネル照明設備	22	22	22	22	22	22
ロードヒーティング	19	19	19	19	19	19
トンネル非常警報設備	19	19	19	19	19	19
臨時点検実績（回数）	60	20	20	10	10	21
修理実績（回数）	10	20	15	23	10	14

（注記事項）
臨時点検実績及び修理実績の各年度目標値（回数）は、当初発注時における見込み
（履行期間中における設備の障害等発生状況により実績は変動）

5 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

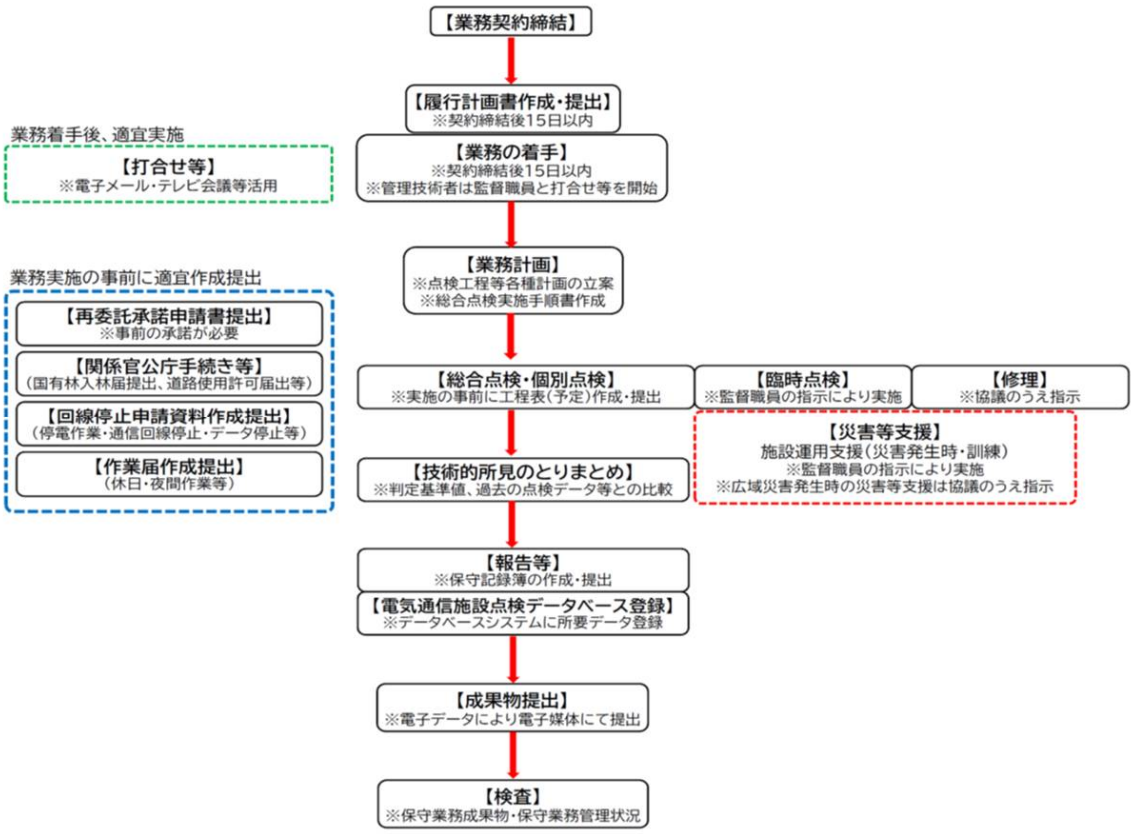

（注記事項）